

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨						
1	<p style="text-align: center;">第1編 総 論</p> <p>この編では、この計画の目的、性格、構成を明らかにし、磐田市、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれに果たすべき役割を示すとともに、この計画の基礎となる第4次地震被害想定の概要を示すものである。（削除）</p> <p>第1章 計画の主旨 （削除）</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する「磐田市地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「磐田市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。</p> <p>「津波対策編」は、以下の各章から構成する。なお、「津波防災施設緊急整備計画」については、「地震対策編」によるものとする。また、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>第1章 総則</td> <td>防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害</td> </tr> <tr> <td>第2章 平常時対策</td> <td>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害応急対策</td> <td>津波災害が発生した場合の対策</td> </tr> </table>	第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害	第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策	第3章 災害応急対策	津波災害が発生した場合の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市地域計画（地震・津波災害対策編）の構成を県地域防災計画と同一にするため、津波対策編を新設し青色で表記 ・本年度の県計画に沿った修正は黄色で表記
第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害								
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策								
第3章 災害応急対策	津波災害が発生した場合の対策								
1	<p>1 1 - 1 計画の目的</p> <p>この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより磐田市の市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</p>	<p>「津波対策編」は、以下の各章から構成する。なお、「津波防災施設緊急整備計画」については、「地震対策編」によるものとする。また、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。</p>	<p>地震対策編 第1章 第1節へ移動</p>						
1	<p>1 1 - 2 計画の性格及び基本方針</p> <p>1 この計画は、磐田市の地域に係る地震対策及び津波対策について定めるものである。</p> <p>2 この計画は、磐田市、静岡県、防災関係機関、事業所、自主防災会及び市民が地震津波対策に取り組むための基本方針となるものである。</p> <p>3 この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定により作成する「地震防災強化計画」のほか地震発生後の災害応急計画について定めるものである。</p> <p>4 この計画は、地震対策の基本に関する事項を定めるものであり、これを受けて関連計画（各種の実施要綱、運営指針等）を定めるほか、これらの関連計画と有機的な結合を図ることによって体系的、かつ、実効性ある対策を行うものである。</p> <p>5 この計画のうち第3編は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>第1章 総則</td> <td>防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害</td> </tr> <tr> <td>第2章 平常時対策</td> <td>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害応急対策</td> <td>津波災害が発生した場合の対策</td> </tr> </table>	第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害	第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策	第3章 災害応急対策	津波災害が発生した場合の対策	<p>地震対策編 第1章 第1節へ移動</p>
第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害								
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策								
第3章 災害応急対策	津波災害が発生した場合の対策								

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
1	<p>事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。</p> <p>6 この計画は、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。</p> <p>7 この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ見直しを行うものである。</p> <p>1 1－3 計画の構成（地震対策編 第1章 第1節へ移動） この計画は本編と資料編から構成し、本編の構成は次の6編による。</p> <p>1 第1編 総論 この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。</p> <p>2 第2編 平常時対策 平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。</p> <p>3 第3編 地震防災施設緊急整備計画 整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。</p> <p>4 第4編 南海トラフ地震臨時情報への対応 南海トラフ地震臨時情報が発表された時の対策を示す。</p> <p>5 第4－2編 地震防災応急対策 東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。</p> <p>6 第5編 災害応急対策 地震災害が発生した場合の対策を示す。</p> <p>7 第6編 復旧・復興対策 災害応急対策に一定の目的が立った後の復旧、復興対策を示す。</p>		地震対策編 第1章 第1節へ移動
2	<p>第2章 予想される災害</p> <p>磐田市は有史以来たびたび地震及び津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には、海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。近年では、昭和19年12月7日に熊野灘沖を震源域とする東南海地震が発生し、本市を含む中遠地域に甚大な被害を及ぼしている。また、平成21年8月11日には駿河湾を震源域とする地震が発生し、本</p>		修正案 第1章 第3節へ移動

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨																																					
	<p>市でも震度5弱を観測した。</p> <p>現在、本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）であり、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。</p> <p>また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。</p> <p>この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。県及び市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。</p> <p>津波については、前記地震によるもののほか南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地地震津波についても警戒が必要である。</p> <p>過去に磐田市を含む中遠地域に被害を及ぼした地震は、資料7-02<過去に中遠地域に被害を及ぼした地震>のとおりである。</p>																																							
2	1 2-1 第4次地震被害想定（略）																																							
3	1 2-2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果																																							
	1～2 (4)（略）																																							
	(5) 建物被害																																							
	<table border="1" data-bbox="152 1121 1014 1433"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">地震予知されない場合</th> <th rowspan="2">地震予知がされた場合</th> </tr> <tr> <th>冬の深夜</th> <th>夏の昼</th> <th>冬の夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震動</td> <td>全 壊</td> <td>約13,000</td> <td>約13,000</td> <td>約13,000</td> <td>約13,000</td> </tr> <tr> <td>半 壊</td> <td>約8,400</td> <td>約8,300</td> <td>約8,000</td> <td>約8,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液状化</td> <td>全 壊</td> <td>約50</td> <td>約50</td> <td>約50</td> <td>約50</td> </tr> <tr> <td>半 壊</td> <td>約200</td> <td>約200</td> <td>約200</td> <td>約200</td> </tr> <tr> <td>人工造成地</td> <td>全 壊</td> <td>約1,600</td> <td>約1,600</td> <td>約1,600</td> <td>約1,600</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	被害区分	地震予知されない場合			地震予知がされた場合	冬の深夜	夏の昼	冬の夕	地震動	全 壊	約13,000	約13,000	約13,000	約13,000	半 壊	約8,400	約8,300	約8,000	約8,500	液状化	全 壊	約50	約50	約50	約50	半 壊	約200	約200	約200	約200	人工造成地	全 壊	約1,600	約1,600	約1,600	約1,600		
被害要因	被害区分			地震予知されない場合				地震予知がされた場合																																
		冬の深夜	夏の昼	冬の夕																																				
地震動	全 壊	約13,000	約13,000	約13,000	約13,000																																			
	半 壊	約8,400	約8,300	約8,000	約8,500																																			
液状化	全 壊	約50	約50	約50	約50																																			
	半 壊	約200	約200	約200	約200																																			
人工造成地	全 壊	約1,600	約1,600	約1,600	約1,600																																			

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）						修 正 案（津波対策編）			修正要旨
		半 壊	約4,700	約4,700	約4,700	約4,700				
	津 波	全 壊	—	—	—	—				
		半 壊	約10	約10	約10	約10				
	山・がけ崩れ	全 壊	約30	約30	約30	約30				
		半 壊	約60	約60	約60	約60				
	火 災	全 焼	約800	約1,100	約3,300	約30				
	建物被害合 計	全壊及び焼 失	約16,000	約16,000	約18,000	約15,000				
		半 壊	約13,000	約13,000	約13,000	約13,000				
	建物棟数（平成24年1月1 日現在）		60,596	60,596	60,596	60,596				
	建物被害率 （%）	全壊及び焼 失	26.4	26.4	29.7	24.8				
		半 壊	21.5	21.5	21.5	21.5				
(6) 人的被害の想定結果										
項 目	被 害 区 分	地震予知がされない場合			地震予知がされた場合					
		冬の深夜	夏の昼	冬の夕	冬の深夜	夏の昼	冬の夕			
建物倒 壊 （うち	死者 数	約400 （約60）	約200 （約40）	約300 （約40）	約100 （約10）	約60 （約10）				
	屋内収 容物移 動・	重 傷 者 数	約1,500 （約200）	約3,200 （約100）		約400 （約40）	約900 （約30）			
転倒・ 屋内落 下物）	軽 傷 者 数	約3,200 （約700）	約3,700 （約500）		約900 （約100）	約1,100 （約100）				

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）							修 正 案（津波対策編）	修正要旨
	津 波	早期避難率高+呼びかけ	死者数	約10	—	—	—	—	
			重傷者数	—	—	—	—	—	
			軽傷者数	—	—	—	—	—	
		早期避難率低	死者数	約10	—	約10	—	—	
			重傷者数	—	—	—	—	—	
			軽傷者数	—	—	—	—	—	
	山・が け崩れ	死者数	—	—	—	—	—		
		重傷者数	—	—	—	—	—		
		軽傷者数	—	—	—	—	—		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）							修 正 案（津波対策編）	修正要旨
		者数							
	火災	死者数	約30	約20	約100	—	—		
		重傷者数	約20	約20		—	—		
		軽傷者数	約40	約60		—	—		
	ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—		
		重傷者数	—	—		—	—		
		軽傷者数	—	約10		—	—		
	死傷者数合計	早期避難率高	約500	約200	約400				
		重傷者数	約1,500	約3,200					

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）							修 正 案（津波対策編）							修正要旨				
8	+呼 び か け	軽傷者数	約3,200	約3,800															
		早期避難率 低	死者数	約500	約200	約400	約100	約60											
			重傷者数	約1,500	約3,200		約400	約900											
			軽傷者数	約3,200	約3,800		約900	約1,100											
	地震動による自力脱出困難者数	約2,400	約2,100	約2,200															
	人 口	168,110	173,859	175,616	168,110	173,859	175,616												
	1 2 - 3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果 1 ~ 3 (4) (略) (5) 建物被害（最大となるケースを記載）																		
	被害要因		被害区分	地震予知されない場合			地震予知がされた場合												
			冬の深夜	夏の昼	冬の夕														
地震動	全 壊	約 20,000	約 20,000	約 20,000	約 20,000														
	半 壊	約7,300	約7,300	約6,900	約7,500														
液状化	全 壊	約50	約50	約50	約50														
	半 壊	約200	約200	約100	約200														

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）						修 正 案（津波対策編）						修正要旨	
	人工造成地	全 壊	約2,600	約2,600	約2,600	約2,600								
		半 壊	約7,800	約7,800	約7,800	約7,800								
	津 波	全 壊	約100	約100	約100	約100								
		半 壊	約700	約700	約600	約700								
	山・がけ崩 れ	全 壊	約30	約30	約30	約30								
		半 壊	約80	約80	約80	約80								
	火 災	全 焼	約1,400	約1,800	約4,100	約400								
	建物被害合 計	全壊及び焼失	約 24,000	約 25,000	約 27,000	約 23,000								
		半 壊	約 16,000	約 16,000	約 16,000	約 16,000								
	建物棟数(平成24年1月1 日現在)		60,596	60,596	60,596	60,596								
	建物被害率 (%)	全壊及び焼失	39.6	41.3	44.6	38.0								
		半 壊	26.4	26.4	26.4	26.4								
	(6) 人的被害の想定結果													
	項 目	被 害 区 分	地震予知がされない場合			地震予知がされた場合								
			冬の深 夜	夏の昼	冬の夕	冬の深 夜	夏の昼	冬の夕						
	建物 倒壊 (う ち屋 内収 容 移動 転倒 屋内 落下 物)	死者 数	約800 (約90)	約400 (約70)	約600 (約70)	約200 (約20)	約100 (約20)	約200 (約10)						
		重 傷 者 数	約2,300 (約300)	約4,700 (約200)		約 700 (約60)	約1,400 (約50)							
		軽 傷 者 数	約3,900 (約 1,100)	約5,200 (約800)		約1,100 (約200)	約1,500 (約200)							
	津 早	死	約400	約300	約200									

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）								修 正 案（津波対策編）								修正要旨			
	波	期 避 難 率 高 +	者数																	
			重傷者数	約20	約10															
			軽傷者数	約30	約20															
		早 期 避 難 率 低	死者数	約900	約1,200	約900	約100	約100	約100											
			重傷者数	約100	約100		約10	約10												
			軽傷者数	約200	約200		約20	約20												
	山・ が け 崩 れ	死者数	-	-	-	-	-	-												
		重傷者数	-	-		-	-													
		軽傷者数	-	-		-	-													
	火	死	約100	約70	約300	約10	-	約10												

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）							修 正 案（津波対策編）		修正要旨
	災	者数								
		重傷者数	約30	約40		約10	約10			
		軽傷者数	約80	約100		約20	約20			
	ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	-	-	-	-	-	-		
		重傷者数	-	約10		-	-			
		軽傷者数	-	約20		-	-			
	死者数合計	早期避難者数	約1,300	約800	約1,200					
		重傷者数	約2,300	約4,800						
		軽傷者数	約4,000	約5,300						
		早期死者数	約1,900	約1,700	約1,800	約400	約300	約300		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）								修 正 案（津波対策編）								修正要旨		
		期 避 難 率 低	者 数																
12			重 傷 者 数	約2,400	約4,900			約700	約1,400										
12			軽 傷 者 数	約4,100	約5,500			約1,200	約1,500										
13		人 口		168,110	173,859	175,616	168,110	173,859	175,616										
	12-4 遠地津波																		
	(略)																		
	1 概要																		
	<p>遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。</p> <p>遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。</p> <p>過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。</p> <p>過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。</p>																		
	2 特徴等																		
	<p>津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなくとも津波に襲われる。</p> <p>遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。</p> <p>遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。</p>																		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
12	<p>遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。</p> <p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 計画作成の主旨 磐田市及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。 計画の内容 磐田市、静岡県及び磐田市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p>	<p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>市、県、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地震防災応急計画又は地震防災応急計画及び南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用は停止されたものの、大規模地震対策特別措置法は存続しており、地震防災応急計画の策定を義務づけられている者は届出の必要があるため修正（以下同様）</p>
12	<p>13-1 磐田市</p>	<p>1 市</p>	
12	<p>1 磐田市</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震対策計画の作成 (2) 地震防災に関する組織の整備 (3) 自主防災会の育成指導その他住民の地震対策の促進 (4) 防災知識の普及 (5) 防災訓練の実施 (6) 地震防災のための施設等の緊急整備 (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報 その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (9) 避難のための立退きの指示（以下「避難指示」という。）に関する事項 (10) 消防、水防その他の応急措置 (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項 (12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検 (13) 緊急輸送の確保 (14) 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (15) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 津波防災に関する組織の整備 (2) 自主防災組織の育成指導、その他住民の津波対策の促進 (3) 防災思想の普及 (4) 防災訓練の実施 (5) 津波防災のための施設等の緊急整備 (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (7) 避難指示に関する事項 (8) 消防、水防、その他の応急措置 (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (10) 災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置 	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨				
13	2 磐田市消防団 (1) 災害予防、警戒及び災害応急活動 (2) 災害時における住民の避難誘導及び救助活動 (3) 予警報の伝達 (4) その他災害現場の応急作業	2 市消防団 (地震対策編 第1章 第4節 2「磐田市消防団」に準ずる。)					
13	1 3 - 2 静岡県 (1) ふじのくに危機管理計画「地域防災計画編 地震対策の巻」及び「津波対策の巻」に掲げる所掌事務 (2) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整	3 県 (1) 静岡県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）に掲げられている所掌事務 (2) 市、指定地域行政機関、指定公共機関、指定地域公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整					
13	1 3 - 3 静岡県警察本部（磐田警察署） (1) 地震予知情報等の受理及び伝達 (2) 地震予知情報等の広報 (3) 危険地域への立入規制及び警備 (4) 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持 (5) 避難状況等に関する情報の収集	4 県警察（磐田警察署） (地震対策編 第1章 第4節 4「静岡県警察本部（磐田警察署）」に準ずる。)					
13	1 3 - 4 指定地方行政機関	5 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関					
13	1 総務省東海総合通信局 (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。 (6) 非常通信協議会の運営に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td> ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること	
機関名	処理すべき事務又は業務						
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること						

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
13	<p>2 財務省東海財務局（静岡財務事務所）</p> <p>(1) 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること。</p>	<p>カ 非常通信協議会の運営に関すること</p> <p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整</p> <p>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</p>	
14	<p>3 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）</p> <p>(1) 事業場に対する地震防災対策の周知指導</p> <p>(2) 事業場の被災状況の把握</p>	<p>厚生労働省静岡労働局 （浜松労働基準監督署）</p> <p>ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導</p> <p>イ 事業場の被害状況の把握</p>	
14	<p>4 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）</p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>	<p>農林水産省関東農政局 （静岡県拠点）</p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被害状況の把握</p>	
14	<p>5 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）</p> <p>管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>ア 所管施設の耐震性の確保</p> <p>イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p>	<p>林野庁関東森林管理局</p> <p>災害復旧用材（国有林材）の供給</p> <p>管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p>	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
14	<p>(3) 応急・復旧</p> <p>ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>ウ 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置</p> <p>オ 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）</p> <p>6 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）</p> <p>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨</p> <p>(3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導</p> <p>(4) 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</p> <p>(5) 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</p> <p>(6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>(7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>(8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>(9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>(10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>(11) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	<p>ウ 応急・復旧</p> <p>(7) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(4) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置</p> <p>(オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、</p>	<p>地震対策編 第1章 第4節 5へ移動</p>

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
15	<p>7 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）</p> <p>(1) 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導</p> <p>(2) 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達</p> <p>(3) 海難等の海上における災害に係る救助救出活動</p> <p>(4) 海上における治安の維持、海上交通の安全確保</p> <p>(5) 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置</p>	<p>被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する</p> <p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する</p>	
15	<p>8 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>(1) 知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと。</p> <p>(2) 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>(3) 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守</p> <p>(4) 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</p> <p>(5) 異常現象に関する情報が市町村長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること。</p>	<p>国土地理院中部地方測量部</p> <p>気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</p> <p>ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説</p> <p>イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守</p> <p>ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</p> <p>エ 異常現象に関する情報が市町村長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること</p>	
15	<p>9 国土地理院中部地方測量部</p> <p>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>(4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	<p>海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）</p> <p>ア 船舶等に対する津波に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導</p> <p>イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達</p> <p>ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助</p> <p>エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保</p> <p>オ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置</p>	
15	<p>10 環境省関東地方環境事務所</p> <p>(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>	<p>環境省関東地方環境事務所</p> <p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨						
15	<p>(3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p> <p>11 環境省中部地方環境事務所</p> <p>(1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>12 防衛省南関東防衛局</p> <p>(1) 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>(3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1077 225 1323 304"></td> <td data-bbox="1323 225 1912 304">ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 304 1323 376">環境省 中部地方環境事務所</td> <td data-bbox="1323 304 1912 376">廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 376 1323 555">防衛省南関東防衛局</td> <td data-bbox="1323 376 1912 555">ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</td> </tr> </table>		ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する	環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	防衛省南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	
	ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する								
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集								
防衛省南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援								
15	1 3 - 5 指定公共機関	(2) 指定公共機関							
15	<p>1 日本郵便株式会社（磐田市内の郵便局）</p> <p>(1) 郵便事業の運営に関すること。</p> <p>(2) 施設等の被災防止に関すること。</p> <p>(3) 利用者の避難誘導に関すること。</p> <p>(4) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 628 1323 665">機関名</th> <th data-bbox="1323 628 1912 665">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 665 1323 772">独立行政法人水資源機構</td> <td data-bbox="1323 665 1912 772">ア 佐久間ダムからの取水の停止等防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 772 1323 954">日本郵便株式会社 （磐田市内の郵便局）</td> <td data-bbox="1323 772 1912 954">ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムからの取水の停止等防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施	日本郵便株式会社 （磐田市内の郵便局）	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること	
機関名	処理すべき事務又は業務								
独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムからの取水の停止等防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施								
日本郵便株式会社 （磐田市内の郵便局）	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること								
16	<p>2 日本赤十字社（静岡県支部）</p> <p>(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること。</p> <p>(2) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。</p> <p>(3) 被災者に対する救援物資の配布に関すること。</p> <p>(4) 義援金の募集に関すること。</p> <p>(5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること。</p> <p>(6) その他必要な事項</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 954 1323 1198">日本赤十字社（静岡県支部）</td> <td data-bbox="1323 954 1912 1198">ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること ウ 被災者に対する救援物資の配布に関すること エ 義援金の募集に関すること オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること カ その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table>	日本赤十字社（静岡県支部）	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること ウ 被災者に対する救援物資の配布に関すること エ 義援金の募集に関すること オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること カ その他必要な事項					
日本赤十字社（静岡県支部）	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること ウ 被災者に対する救援物資の配布に関すること エ 義援金の募集に関すること オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること カ その他必要な事項								
16	<p>3 日本放送協会（静岡放送局、浜松支局）</p> <p>(1) 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上</p> <p>(2) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること。</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 1198 1323 1420">日本放送協会 （静岡放送局、浜松支局）</td> <td data-bbox="1323 1198 1912 1420">ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること</td> </tr> </tbody> </table>	日本放送協会 （静岡放送局、浜松支局）	ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること					
日本放送協会 （静岡放送局、浜松支局）	ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること								

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
16	<p>(3) 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと。</p> <p>(4) 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備を進めること。</p>	<p>ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと</p> <p>エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること</p>	
16	<p>4 中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター）</p> <p>(1) 交通対策に関すること。</p> <p>(2) 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること。</p>	<p>中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター）</p> <p>ア 交通対策に関すること</p> <p>イ 災害応急対策及び災害応急対策に関すること</p>	
16	<p>5 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達</p> <p>(2) 列車の運転規制措置</p> <p>(3) 旅客の避難、救護</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報</p> <p>(5) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>(6) 施設等の整備</p>	<p>東海旅客鉄道株式会社</p> <p>日本貨物鉄道株式会社</p> <p>ア 津波警報等の伝達</p> <p>イ 列車の運転規制措置</p> <p>ウ 旅客の避難、救護</p> <p>エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報</p> <p>オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>カ 施設等の整備</p>	
16	<p>6 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報</p> <p>(3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p>	<p>西日本電信電話株式会社</p> <p>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>株式会社NTTドコモ</p> <p>ア 災害時における重要通信の確保</p> <p>イ 災害時における通信疎通状況等の広報</p> <p>ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p>	
16	<p>7 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p> <p>防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両（大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両をいう。以下同じ。）の確保</p>	<p>岩谷産業株式会社</p> <p>アストモスエネルギー株式会社</p> <p>株式会社ジャパングスエナジー</p> <p>ENEOS グローブ株式会社</p> <p>ジクシス株式会社</p> <p>LP ガスタンクローリ等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送</p>	
16	<p>7 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p> <p>防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両（大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両をいう。以下同じ。）の確保</p>	<p>日本通運株式会社</p> <p>福山通運株式会社</p> <p>佐川急便株式会社</p> <p>ヤマト運輸株式会社</p> <p>西濃運輸株式会社</p> <p>防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</p>	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）		修正要旨
16	8 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター） (1) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 (2) 復旧用資材等の整備 (3) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施	中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター）	ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施	
16	9 KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 (1) 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDD I 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	
16	10 一般社団法人日本建設業連合会（中部支部）、一般社団法人全国中小建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建設業連合会（中部支部） 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
17	11 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス (1) 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	
17	12 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社 LP ガスタンクローリ等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送			
17	13-6 指定地方公共機関	(3) 指定地方公共機関		
17	1 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会 (1) 医療救護施設における医療救護活動の実施	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）		修正要旨
	(2) 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） (3) 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）	歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）	
17	2 サーラエナジー株式会社 (1) 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 (3) 施設設備の耐震予防対策の実施 (4) 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置	サーラエナジー株式会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 災害時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置	
17	3 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部磐田地区会） (1) 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 (2) 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 (4) 燃料の確保に関する協力 (5) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧	一般社団法人静岡県LPガス協会 （西部支部磐田地区会）	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧	
17	4 静岡県道路公社（西部管理センター）（削除） (1) 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 (2) 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 (3) 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧	天竜浜名湖鉄道株式会社	ア 津波警報等津波に関する情報の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報	
17	5 天竜浜名湖鉄道株式会社 (1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 (2) 列車の運転規制措置 (3) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報	民間放送機関 （静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社）	ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備	
17	6 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社） (1) 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及	一般社団法人静岡県	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所か	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨				
18	<p>(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること。</p> <p>(3) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備</p> <p>7 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）、一般社団法人静岡県バス協会（遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社）、商業組合静岡県タクシー協会（西部会竜東支部） 防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保</p>	<p>トラック協会（中遠支部） 一般社団法人静岡県バス協会（遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社） 商業組合静岡県タクシー協会（西部会竜東支部）</p> <p>らの緊急輸送車両等の確保</p>					
18	8 一般社団法人静岡県警備業協会 災害時の道路交差点での交通整理支援	一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援				
18	9 土地改良区（磐田用水東部土地改良区、寺谷用水土地改良区） (1) 所管施設の耐震性の確保等の災害予防措置 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時において関係機関等に対する用水状況の情報提供 (3) 応急・復旧 ア 関係機関との連携による応急対策の実施 イ 所管施設の緊急点検 ウ 農業用水及び非常用水の確保	<p>土地改良区（磐田用水東部土地改良区、寺谷用水土地改良区）</p> <p>ア 災害予防措置 イ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保</p>					
118	10 公益社団法人静岡県栄養士会 ア 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所（被災者が避難生活を送るため、あらかじめ指定した指定避難所をいう。以下同じ。）における健康相談に関する協力	<p>公益社団法人静岡県栄養士会</p> <p>ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所（被災者が避難生活を送るため、あらかじめ指定した指定避難所をいう。以下同じ。）における健康相談に関する協力</p>					
18	11 一般社団法人静岡県建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力				
18	13-7 その他の防災関係機関等						
19	13-8 自衛隊 1 陸上自衛隊東部方面隊ほか (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動	<p>(4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (地震対策編 第1章 第4節 5 (4)「公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」に準ずる。)</p> <p>(5) 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊東部方面隊ほか</td> <td>ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動	地震対策編 第1章 第4節 5 (4)へ移動
機関名	処理すべき事務又は業務						
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動						

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨									
19	(2) 災害時における応急復旧活動 2 海上自衛隊横須賀地方総監部ほか (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1077 225 1323 261"></td> <td data-bbox="1323 225 1915 261">イ 災害時における応急復旧活動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 261 1323 336">海上自衛隊横須賀地方総監部ほか</td> <td data-bbox="1323 261 1915 336">ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 336 1323 373"></td> <td data-bbox="1323 336 1915 373">イ 災害時における応急復旧活動</td> </tr> </table>		イ 災害時における応急復旧活動	海上自衛隊横須賀地方総監部ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動		イ 災害時における応急復旧活動				
	イ 災害時における応急復旧活動											
海上自衛隊横須賀地方総監部ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動											
	イ 災害時における応急復旧活動											
19	3 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1077 373 1323 448">航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか</td> <td data-bbox="1323 373 1915 448">ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 448 1323 485"></td> <td data-bbox="1323 448 1915 485">イ 災害時における応急復旧活動</td> </tr> </table>	航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動		イ 災害時における応急復旧活動						
航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動											
	イ 災害時における応急復旧活動											
<p data-bbox="1039 560 1330 587">第2節 過去の顕著な災害</p> <p data-bbox="1039 632 1899 692">過去の顕著な災害は、資料編(7-02)〈過去に中遠地域に被害を及ぼした地震〉による。</p> <p data-bbox="1039 703 1912 764">安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。※静岡県地域防災計画（資料編Ⅱ2-4-2 参照）</p> <p data-bbox="1061 775 1599 802">関東大地震以降の津波の状況は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1072 807 1877 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 807 1234 844">地震</th> <th data-bbox="1234 807 1424 844">発生年月日</th> <th data-bbox="1424 807 1868 844">津波状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 844 1234 1203">チリ沖地震</td> <td data-bbox="1234 844 1424 1203">昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分</td> <td data-bbox="1424 844 1868 1203"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから 22 時間くらいして津波がおしよせた。伊東では 24 日 2 時 35 分に現れはじめ、最大振幅 140 cm であった。内浦 214 cm、清水 217 cm、御前崎 380 cm、舞阪 79 cm が観測された。 このため、県下の床下浸水 196 戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1203 1234 1415">チリ中部沿岸で発生した地震</td> <td data-bbox="1234 1203 1424 1415">平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分頃</td> <td data-bbox="1424 1203 1868 1415"> <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード 8.8 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、喧嘩では地震発生から 23 時間位して津波がおしよせた。伊東では 28 日 14 時 25 分頃に現れはじめ、最大波高 18 cm であった。下田港 43 cm、内浦 32 cm、清水 21 cm、御 </td> </tr> </tbody> </table>				地震	発生年月日	津波状況	チリ沖地震	昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから 22 時間くらいして津波がおしよせた。伊東では 24 日 2 時 35 分に現れはじめ、最大振幅 140 cm であった。内浦 214 cm、清水 217 cm、御前崎 380 cm、舞阪 79 cm が観測された。 このため、県下の床下浸水 196 戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。 	チリ中部沿岸で発生した地震	平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分頃	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード 8.8 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、喧嘩では地震発生から 23 時間位して津波がおしよせた。伊東では 28 日 14 時 25 分頃に現れはじめ、最大波高 18 cm であった。下田港 43 cm、内浦 32 cm、清水 21 cm、御
地震	発生年月日	津波状況										
チリ沖地震	昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから 22 時間くらいして津波がおしよせた。伊東では 24 日 2 時 35 分に現れはじめ、最大振幅 140 cm であった。内浦 214 cm、清水 217 cm、御前崎 380 cm、舞阪 79 cm が観測された。 このため、県下の床下浸水 196 戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。 										
チリ中部沿岸で発生した地震	平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分頃	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード 8.8 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、喧嘩では地震発生から 23 時間位して津波がおしよせた。伊東では 28 日 14 時 25 分頃に現れはじめ、最大波高 18 cm であった。下田港 43 cm、内浦 32 cm、清水 21 cm、御 										

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）		修正要旨
			<p>前崎 54 cm、舞阪 20 cm が観測された。</p> <ul style="list-style-type: none"> これにより、下田市で住家 8 棟が床下浸水した。 	
		<p>平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震</p>	<p>平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃</p> <ul style="list-style-type: none"> 三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震で、東北地方の沿岸では 15m 以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 県下では、11 日 16 時 8 分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高 144 cm、沼津市内浦で 134 cm、清水 93 cm、南伊豆町石廊崎で 71 cm、舞阪 73 cm、焼津 83 cm を観測し、下田市では住家 7 棟・店舗 6 棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。 	
		<p>(※県地域防災計画 津波対策編 第 1 章 第 2 節「過去の顕著な災害」より抜粋)</p> <p>第 3 節 予想される災害</p> <p>磐田市内に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード 8 クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード 8 クラス）であり、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。</p> <p>また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード 9 クラス）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。</p> <p>この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注</p>		<p>現行 第 2 章から移動</p>

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨																																																																																		
		<p>意を払っておく必要がある。県及び市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。</p> <p>津波については、前記地震によるもののほか南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地震津波についても警戒が必要である。</p> <p>1 第4次地震被害想定（略）</p> <p>2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 建物等被害に係る想定結果</p> <table border="1" data-bbox="1064 619 1879 1401"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th rowspan="2">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震動</td> <td>全 壊</td> <td colspan="3">約13,000</td> <td>約13,000</td> </tr> <tr> <td>半 壊</td> <td>約8,400</td> <td>約8,300</td> <td>約8,000</td> <td>約8,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液状化</td> <td>全 壊</td> <td colspan="3">約50</td> <td>約50</td> </tr> <tr> <td>半 壊</td> <td>約200</td> <td>約200</td> <td>約200</td> <td>約200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人工造成地</td> <td>全 壊</td> <td colspan="3">約1,600</td> <td>約1,600</td> </tr> <tr> <td>半 壊</td> <td>約4,700</td> <td>約4,700</td> <td>約4,700</td> <td>約4,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津 波</td> <td>全 壊</td> <td colspan="3">—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>半 壊</td> <td>約10</td> <td>約10</td> <td>約10</td> <td>約10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山・がけ崩れ</td> <td>全 壊</td> <td colspan="3">約30</td> <td>約30</td> </tr> <tr> <td>半 壊</td> <td>約60</td> <td>約60</td> <td>約60</td> <td>約60</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>全 焼</td> <td>約800</td> <td>約1,100</td> <td>約3,300</td> <td>約30</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物棟数（平成24年1月1日現在）</td> <td colspan="4">60,596</td> </tr> <tr> <td>建物被害総数</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>約16,000</td> <td>約16,000</td> <td>約18,000</td> <td>約15,000</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	被害区分	予知なし			予知あり	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	地震動	全 壊	約13,000			約13,000	半 壊	約8,400	約8,300	約8,000	約8,500	液状化	全 壊	約50			約50	半 壊	約200	約200	約200	約200	人工造成地	全 壊	約1,600			約1,600	半 壊	約4,700	約4,700	約4,700	約4,700	津 波	全 壊	—				半 壊	約10	約10	約10	約10	山・がけ崩れ	全 壊	約30			約30	半 壊	約60	約60	約60	約60	火 災	全 焼	約800	約1,100	約3,300	約30	建物棟数（平成24年1月1日現在）		60,596				建物被害総数	全壊及び焼失	約16,000	約16,000	約18,000	約15,000	
項 目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																	
地震動	全 壊	約13,000			約13,000																																																																																
	半 壊	約8,400	約8,300	約8,000	約8,500																																																																																
液状化	全 壊	約50			約50																																																																																
	半 壊	約200	約200	約200	約200																																																																																
人工造成地	全 壊	約1,600			約1,600																																																																																
	半 壊	約4,700	約4,700	約4,700	約4,700																																																																																
津 波	全 壊	—																																																																																			
	半 壊	約10	約10	約10	約10																																																																																
山・がけ崩れ	全 壊	約30			約30																																																																																
	半 壊	約60	約60	約60	約60																																																																																
火 災	全 焼	約800	約1,100	約3,300	約30																																																																																
建物棟数（平成24年1月1日現在）		60,596																																																																																			
建物被害総数	全壊及び焼失	約16,000	約16,000	約18,000	約15,000																																																																																

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）						修正要旨	
			半 壊	約 13,000	約 13,000	約 13,000	約 13,000		
		建物被害率	全壊及び焼失	26.4%	26.4%	29.7%	24.8%		
			半 壊	21.5%	21.5%	21.5%	21.5%		
		(5) 人的被害に係る想定結果							
		項目	被 害 区 分	予知なし			予知あり		
				冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
		建物 倒壊 (う ち 屋 内 収 容 物 移 動・転 倒・屋 内 落 下物)	死者 数	約400 (約60)	約200 (約40)	約300 (約40)	約100 (約10)	約60 (約10)	
			重 傷 者 数	約1,500 (約200)	約3,200 (約100)		約400 (約40)	約900 (約30)	
			軽 傷 者 数	約3,200 (約700)	約3,700 (約500)		約900 (約100)	約1,100 (約100)	
		津 波	早 期 避 難 者 数	約10	—	—	—	—	
			重 傷 者 数	—	—		—	—	
			軽 傷 者 数	—	—		—	—	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）						修正要旨
		数						
		死者数	約10	—	約10	—	—	
		早期避難者数	—	—		—	—	
		軽傷者数	—	—		—	—	
		死者数	—	—	—	—	—	
		重傷者数	—	—		—	—	
		軽傷者数	—	—		—	—	
		死者数	約30	約20	約100	—	—	
		重傷者数	約20	約20		—	—	
		軽傷者数	約40	約60		—	—	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）						修正要旨	
		建物被害総数		全壊及び焼失 約 24,000	約 25,000	約 27,000	約 23,000		
		建物被害率		全壊及び焼失 約 16,000	約 16,000	約 16,000	約 16,000		
				全壊及び焼失 39.6%	41.3%	44.6%	38.0%		
				半壊 26.4%	26.4%	26.4%	26.4%		
		(5) 人的被害に係る想定結果							
		項目		予知なし			予知あり		
				冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
		建物倒壊（うち屋内収容物移動・転倒・屋内落下物）	死者数	約800 (約90)	約400 (約70)	約600 (約70)	約200 (約20)	約100 (約20)	約200 (約10)
			重傷者数	約2,300 (約300)	約4,700 (約200)		約700 (約60)	約1,400 (約50)	
		津波	軽傷者数	約3,900 (約1,100)	約5,200 (約800)		約1,100 (約200)	約1,500 (約200)	
			早期避難者数	約400	約300	約200			
		呼	重傷率	約20	約10				
			軽呼	約30	約20				

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）						修正要旨	
		び か け	傷 者 数						
			死 者 数	約900	約1,200	約900	約100	約100	約100
		早 期 避 難 率 低	重 傷 者 数	約100	約100		約10	約10	
			軽 傷 者 数	約200	約200		約20	約20	
		山・崖 崩れ	死 者 数	-	-	-	-	-	-
			重 傷 者 数	-	-		-	-	
			軽 傷 者 数	-	-		-	-	
		火 災	死 者 数	約100	約70	約300	約10	-	約10
			重 傷 者	約30	約40		約10	約10	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）						修正要旨
		数						
		軽傷者数	約80	約100		約20	約20	
		死者数	-	-	-	-	-	-
		ブロック塀の転倒、屋外落下物						
		重傷者数	-	約10		-	-	
		軽傷者数	-	約20		-	-	
		早期避難						
		死者数	約1,300	約800	約1,200			
		重傷者数	約2,300	約4,800				
		軽傷者数	約4,000	約5,300				
		早期避難						
		死者数	約1,900	約1,700	約1,800	約400	約300	約300
		重傷者数	約2,400	約4,900		約700	約1,400	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）						修正要旨	
		率 低	傷 者 数						
			軽 傷 者 数	約4,100	約5,500		約1,200	約1,500	
		人 口		168,110	173,859	175,616	168,110	173,859	175,616
		<p>4 遠地津波 (略)</p>							
		概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。 ・遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 ・過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。 ・過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。 						
		特 徴 等	<ul style="list-style-type: none"> ・津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることがなくても津波に襲われる。 ・遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。 ・遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。 						

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
20	<p style="text-align: center;">第2編 平常時対策</p> <p>この編では、地震・津波発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時において的確な防災対策が講じられるよう、平常時に行う防災知識の普及、防災訓練、自主防災活動等の充実等について定める。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>・遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。</p> </div> <p style="text-align: center;">第2章 平常時対策</p> <p>津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練等について定める。</p>	
20	<p>第1章 防災知識の普及</p> <p>（市地域防災計画 一般災害対策編 第2章災害予防計画 第18節「防災知識の普及計画」に準ずる。）</p> <p>計画作成の主旨</p> <p>地震・津波による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ市民及び各組織等を対象に、地震・津波に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図るものとする。</p> <p>計画の内容</p> <p>21-1～21-2（略）</p>	<p>第1節 防災思想の普及</p> <p>（市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」に準ずる。）</p>	<p>共通対策編 第2章災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」へ移動</p>
23	<p>第2章 自主防災活動</p> <p>計画作成の主旨</p> <p>東海地震等による被害は、「第4次地震被害想定」で述べたとおり激甚かつ多様である。このような大災害から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これ</p>	<p>第2節 自主防災活動</p> <p>（市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 第8節「自主防災会の育成」に準ずる。）</p>	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
	<p>に対処するためには、住民一人ひとりが十分な防災意識をもち、訓練を積み重ねることにより防災対策を体で覚え、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。</p> <p>さらに、こうした防災対策は、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、青年団体、女性団体等各種団体と有機的連携を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。</p> <p>また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>このため、市は的確な自主防災活動ができるようその基準等を示すものである。</p> <p>計画の内容</p>		
23	<p>2-2-1 市民の果たすべき役割</p> <p>東海地震等の被害を軽減するうえで、市民の果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自分たちの安全は自らの手で守る意欲（自助・共助）をもち、平常時から地震発生後に至るまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。</p>		
23	<p>1 平常時から実施する事項</p> <p>(1) 地震防災に関する知識の習得</p> <p>(2) 地域の危険度の理解</p> <p>(3) 家庭における防災の話し合い</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認</p> <p>(5) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施</p> <p>(6) 家屋の補強等</p> <p>(7) 家具その他落下倒壊危険物の対策</p> <p>(8) 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備</p> <p>(9) 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料については最低7日分、飲料水については、1人1日3リットルを基準として7日分）</p> <p>(10) 通信機器の充電装置、バッテリーの準備</p> <p>(11) 自動車のこまめな満タン給油</p> <p>(12) 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p>(13) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動</p> <p>(14) 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少な</p>		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
24	<p>くとも5日分)</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項 平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として、概ね次の事項が実施できるようにする。</p> <p>(1) 正確な情報の把握 (2) 火災予防措置 (3) 非常持出品の準備 (4) 適切な避難及び避難生活（警戒宣言発令時に避難を実施する避難対象地区の住民に限る。） (5) 自動車の運転の自粛</p>		
24	<p>3 地震災害発生後に実施が必要となる事項</p> <p>(1) 出火防止及び初期消火 (2) 地域における相互扶助による被災者の救出活動 (3) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 (4) 自力による生活手段の確保</p>		
24	<p>2 2-2 地域における自主防災会の果たすべき役割</p> <p>地域における防災対策は、自主防災会のもとで住民が協力して実施することが効果的である。自主防災会は、市や防災機関と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をするものとする。</p>		
24	<p>1 平常時の活動</p> <p>(1) 防災知識の学習 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災会が活動すべき内容、自主防災会の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。</p> <p>(2) 「自主防災地図」の作成 自主防災会は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより、的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。</p> <p>(3) 「自主防災会の防災計画書」の作成</p>		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
	<p>地域を守るために必要な対策及び自主防災会構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておくものとする。</p> <p>(4) 「自主防災会の台帳」の作成</p> <p>自主防災会が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災会の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災会ごとに概ね次に掲げる台帳を作成しておく。</p> <p>なお、要配慮者台帳の整備にあたっては、要配慮者本人からの申請に基づくことを原則とし、民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、福祉関係団体等の協力を得て、台帳の整備に努めるものとする。また、個人情報の保護の観点から、台帳の管理については最大限の注意を払うこととする。</p> <p>ア 世帯台帳（基礎となる個票）</p> <p>イ 要配慮者台帳</p> <p>ウ 防災活動支援に関わる知識、技能を有する人材台帳</p> <p>エ 自主防災会台帳</p> <p>(5) 「防災点検の日」の設置</p> <p>家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。</p> <p>(6) 「避難生活計画書」の作成</p> <p>警戒宣言発令時の避難対象地区（津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域）の住民等の避難生活、地震発生後の被災住民及び延焼火災危険予想地域の住民のうち避難が必要な住民の避難所生活が円滑に行われるように、県が示した自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き」に基づき、各自主防災会ごとに「避難生活計画書」を作成するよう努める。</p> <p>(7) 防災訓練の実施</p> <p>総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災会、職域の防災組織、市と有機的な連携をとるものとする。</p> <p>また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>ア 情報の収集及び伝達の訓練</p> <p>イ 出火防止及び初期消火の訓練</p>		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
25	<ul style="list-style-type: none"> ウ 避難訓練 エ 救出及び救護の訓練 オ 炊き出し訓練 (8) 地域内の他組織との連携 地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。 2 警戒宣言発令時の活動 警戒宣言発令時から地震発生までの間は、自主防災会の組織員全員が協力して、地域における地震防災応急対策を実施する。活動内容は第4-2編「地震防災応急対策」で定める。 25 3 地震発生後の活動 地震発生後においては消火活動等の災害応急対策を実施する。活動内容は第5編「災害応急対策」で定める。 26 2 2-3 事業所等の果たすべき役割 26 1 事業所等の自主的な防災活動 事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。 (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全を確保すること。 (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。 (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。 26 2 平常時からの防災活動の概要 <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災訓練 (2) 従業員等の防災教育 (3) 情報の収集、伝達体制の確立 (4) 火災その他災害予防対策 		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
26	<p>(5) 避難対策の確立</p> <p>(6) 救出及び応急救護等</p> <p>(7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時及び警戒宣言発令時に必要な物資の確保</p> <p>(8) 施設及び設備の耐震性の確保</p> <p>(9) 予想被害からの復旧計画策定</p> <p>(10) 各計画の点検・見直し</p> <p>3 防災力向上の促進</p>		
26	<p>(1) 市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>(2) 市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。</p> <p>4 事業継続計画の取り組み</p> <p>事業所等は、事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</p>		
26	<p>2-2-4 市の指導及び助成</p> <p>市は、自主防災に関する認識を深める広報等を進めるとともに、市民の自主防災会づくり又は組織の充実に必要な資料の提供、助言又は必要な援助等を行うことにより、自主防災会の設置促進及び育成を図るものとする。</p>		
26	<p>1 自主防災会づくりの指導と助言</p> <p>市及び磐田市自治会連合会は、自主防災会を結成しようとする自治会等に対して積極的に資料の提供、指導及び助言を行い、その推進を図るものとする。</p>		
26	<p>2 自主防災会に関する意識の高揚</p> <p>市及び磐田市自治会連合会は、広報誌、パンフレット、講演会等を通じ、自主防災に関する市民の認識を高め、自主防災会の充実に努めるものとする。その際、女性の参画の促進及び自主防災会における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p>		
27	<p>3 自主防災会の活動の促進</p> <p>市は消防署、消防団等と有機的な連携を図り、自主防災会の行う会議、研修</p>		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
27	<p>会、訓練及び津波避難計画の作成等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の充実を図るものとする。</p> <p>4 自主防災会への助成 自主防災会の活動に必要な防災用資機材及び防災倉庫の整備を促進するため必要な助成を行うものとする。</p>		
27	<p>2 2－5 自主防災会と消防団の連携</p>		
27	<p>1 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災会の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行うほか、消防団OBが自主防災会の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。</p>		
27	<p>2 消防団と自主防災会の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p>		
27	<p>第3章 地震・津波防災訓練の実施 計画作成の主旨 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震・津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。 市民は、自主防災会及び事業所等の防災組織の構成員として、市の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。 なお、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>第3節 防災訓練の実施 津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。 市民は、自主防災会及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得する。 なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	
27	<p>計画の内容</p>		
27	<p>2 3－1 磐田市</p>	<p>1 市</p>	
27	<p>1 防災訓練の内容 市は、国、県、防災関係機関及び自主防災会と共同し、又は単独で次の訓練を実施する。訓練にあたっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合又は突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対</p>	<p>(1) 防災訓練の内容 市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び夜間防災訓練を実施する。その他、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。 訓練にあたっては、南海トラフ地震に関連する情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練の</p>	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨				
	<p>応への習熟度を高めるとともに要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災会と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。</p> <p>(1) 総合防災訓練 南海トラフ地震臨時情報発表、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項又は突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。なお、会場型訓練のほか、図上訓練、イメージトレーニングを実施し、防災対策の見直しに資するものとする。</p> <p>ア 職員の動員（磐田市災害対策本部設置準備のための職員招集） イ 南海トラフ地震臨時情報、警戒宣言、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定 オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動 キ 消防、水防活動 ク 救出・救助 ケ 避難生活 コ 道路啓開 サ 応急復旧</p> <p>(2) 地域防災訓練 ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災会を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 イ この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、静岡県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等にも配慮した訓練を実施する。</p> <p>(3) 津波避難訓練 ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」に、津波避難訓練を実施する。 イ この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、静岡県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。</p> <p>(4) 個別防災訓練</p>	<p>シナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、書道体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。</p> <p>また、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災会と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。</p> <p>訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。</p> <p>随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。</p> <table border="1" data-bbox="1077 515 1912 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 515 1279 552">区 分</th> <th data-bbox="1279 515 1912 552">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 552 1279 730">津波避難訓練</td> <td data-bbox="1279 552 1912 730"> <p>ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、沿岸市町において津波避難訓練を実施する。 イ この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、静岡県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等 ア 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加を要請する。 イ 市は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。</p> <p>(3) 防災訓練の実施回数 ア 総合防災訓練 年1回以上 イ 個別防災訓練 年1回以上</p> <p>(4) 防災訓練の広報 訓練に市民の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防災するため、必要な広報を行う。</p>	区 分	内 容	津波避難訓練	<p>ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、沿岸市町において津波避難訓練を実施する。 イ この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、静岡県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。</p>	
区 分	内 容						
津波避難訓練	<p>ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、沿岸市町において津波避難訓練を実施する。 イ この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、静岡県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。</p>						

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
29	<p>4 訓練の評価</p> <p>訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。</p>		
29	<p>2 3-2 防災関係機関</p> <p>各防災関係機関は、それぞれ定めた南海トラフ地震防災対策推進計画又は対策計画に基づいて訓練を実施するほか、市の実施する総合防災訓練、地域防災訓練に積極的に参加するものとする。</p>		
29	<p>2 3-3 地震防災応急計画を作成すべき事業所</p> <p>地震防災応急計画又は対策計画を作成すべき事業所は、それぞれ又は共同して、あらかじめ定めた計画及び法令の定めるところにより地震防災訓練を実施する。また、市その他防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加するものとする。</p>		
29	<p>2 3-4 自主防災会等</p> <p>自主防災会等は、それぞれ又は共同して、あらかじめ定めた防災計画等により地震防災訓練を随時実施するものとする。また、市その他防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加するものとする。</p>		
29	<p>第4章 地震災害予防対策の推進</p> <p>計画作成の主旨（削除）</p> <p>地震動及び津波による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は被害を軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。この場合、地震・津波災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>また、市は第4次地震被害想定をもとに策定した県の「地震・津波対策アクションプログラム2013」を踏まえ「磐田市地域目標（磐田市地震・津波対策アクションプログラム）」を策定し、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的、効果的な地震対策を進める。</p> <p>計画の内容</p> <p>2 4-1～2 4-7（略）</p>	<p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>市及び県は、津波災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。</p> <p>市及び県は、津波災害対策の検討において、二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大クラスの津波に対する市民避難を軸とした総合的な対策 ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備 <p>市及び県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平常時の予防対策を定める。</p> <p>市は、令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、県の「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の後継となる「地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、県と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。</p>	<p>現行 24-8 3 から移動</p> <p>地震・津波対策アクションプログラム2023への改定に伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨								
29	2 4－8 危険予想地域における災害の予防	1 避難誘導體制の確保									
33	1 避難計画の策定	(1) 市長の避難計画の策定									
33	市は、次の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。	市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。									
	(1) 要避難地区の指定										
	市長は、4次地震被害想定の結果等から判断して、津波の浸水、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として、次のとおり指定するものとする。	<table border="1" data-bbox="1070 371 1912 842"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 371 1285 408">区 分</th> <th data-bbox="1285 371 1912 408">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 408 1285 517">要避難地区の指定</td> <td data-bbox="1285 408 1912 517">第4次地震被害想定の結果等から判断して、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を水深する必要がある地域を要避難地区として指定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 517 1285 662">避難対象地区の指定</td> <td data-bbox="1285 517 1912 662">警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。※資料編（17-04）〈避難対象地区一覧表（津波、山・がけ崩れ）〉</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 662 1285 842">避難地、津波避難施設、避難路の指定</td> <td data-bbox="1285 662 1912 842">ア 市長は、要避難地区の状況に応じ、市民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。 イ 市長は、突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。※資料編（17-01）〈指定緊急避難場所一覧表〉</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	要避難地区の指定	第4次地震被害想定の結果等から判断して、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を水深する必要がある地域を要避難地区として指定する。	避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。※資料編（17-04）〈避難対象地区一覧表（津波、山・がけ崩れ）〉	避難地、津波避難施設、避難路の指定	ア 市長は、要避難地区の状況に応じ、市民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。 イ 市長は、突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。※資料編（17-01）〈指定緊急避難場所一覧表〉	
区 分	内 容										
要避難地区の指定	第4次地震被害想定の結果等から判断して、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を水深する必要がある地域を要避難地区として指定する。										
避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。※資料編（17-04）〈避難対象地区一覧表（津波、山・がけ崩れ）〉										
避難地、津波避難施設、避難路の指定	ア 市長は、要避難地区の状況に応じ、市民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。 イ 市長は、突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。※資料編（17-01）〈指定緊急避難場所一覧表〉										
	ア 避難対象地区の指定										
	市長は、避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）として次に掲げる地域を指定する。										
	(ア) 津波危険予想地域 津波による浸水が予想される地域										
	(イ) 山・がけ崩れ危険予想地域 山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域										
	なお、避難対象地区は、資料17-04〈避難対象地区一覧表〉のとおりである。										
	イ 延焼火災危険予想地域										
	市長は、地震発生後に延焼火災の発生の危険が予想される地域として、延焼火災危険予想地域を指定する。なお、延焼火災危険予想地域は、資料17-01〈指定緊急避難場所一覧表〉の4のとおりである。										
	(2) 避難地、避難路の指定										
	市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。										
	ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。特に津波避難地（屋内施設を含む）・津波避難施設にあっては、津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。なお、避難地は、資料17-04〈避難対象地区一覧表〉のとおりである。										
	イ 延焼火災発生時における避難のため広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ、一次避難地を指定する。										
	なお、広域避難地等は、資料17-01〈指定緊急避難場所一覧表〉の4のとおりである。										
	ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する津波避難施設として公共施設										

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨		
34	<p>を指定するほか民間施設についても協定などを締結し、確保するものとする。なお、避難施設の確保が困難な地域について、避難タワー等の避難施設を整備するものとする。また、津波避難施設を津波による浸水のおそれがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。</p> <p>津波避難施設は、資料17-01<指定緊急避難場所一覧表>の5のとおりである。</p> <p>エ 市は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置（耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等）に努めるものとする。</p> <p>2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 避難誘導體制の整備</p> <p>ア 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段・内容、避難地、避難路等及び避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>イ 防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、消防機関による津波からの円滑な避難の確保等のために市が実施すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</p> <p>(イ) 津波からの避難誘導</p> <p>(ウ) 自主防災会等の津波避難計画作成等に対する支援</p> <p>(エ) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立</p> <p>ウ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令 対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>(2) 津波危険予想地域における予防措置</p> <p>要避難地区のうち津波危険予想地域については、次の予防措置を講ずる。</p> <p>ア 津波危険予想図</p>	<p>(2) 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>ア 避難誘導體制整備</p> <p>市長は、要避難地区の市民に対し、危害の様相、情報伝達手段・内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>市及び県等は、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。また、特に市等が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達 ・津波からの避難誘導 ・自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援 ・津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等 <p>市は、津波災害に対する市民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定する。</p> <p>イ 要避難地区における予防措置</p> <p>要避難地区については次の予防措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="1075 1369 1870 1414"> <tr> <td data-bbox="1075 1369 1265 1414">区分</td> <td data-bbox="1265 1369 1870 1414">内容</td> </tr> </table>	区分	内容	
区分	内容				

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）		修正要旨
	<p>市は県と協力し、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、津波警告標示板、海拔表示板等の設置等住民への広報に努める。</p> <p>イ 避難方法等の周知 市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。</p> <p>ウ 避難対策 (ア) 市長は、海岸及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 (イ) 市は県と協力して、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。 (ウ) 市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。</p> <p>エ 津波監視施設の整備 消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。</p> <p>オ 警戒宣言発令時における避難行動の周知 市長は、警戒宣言が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>カ 地震発生時における避難行動の周知 市長は、当該地域の住民に対して地震を感じた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>キ 水門、陸閘の操作 水門等の管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに陸閘の常時閉鎖を推進する。</p> <p>(3) 山・がけ崩れ危険予想地域における予防措置</p>	<p>津波危険予想図</p> <p>避難方法等の周知</p> <p>避難対策</p> <p>警戒宣言発令時</p> <p>地震発生時</p>	<p>市及び県は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、市民への広報に努める。</p> <p>市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の市民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 ・市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 ・市及び県は、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。 <p>市長は、警戒宣言が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、市民のとるべき行動について周知徹底に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。 ・当該地域の市民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、市 	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨						
35	<p>要避難地区のうち山・がけ崩れ危険予想地域については、次の予防措置を講ずる。</p> <p>ア 山・がけ崩れ危険予想地域図 市は県と協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。</p> <p>イ 住民への危険性の周知 市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに当該地域の住民に対して危険性の周知に努める。</p> <p>ウ 地震発生時における避難行動の周知 市長は、強い地震を感じた場合には、直ちに危険箇所から離れ、避難地等（耐震性を有する屋内施設を含む。）へ避難する等地域の実情に応じ、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>3 津波災害予防対策の推進</p> <p>(1) 津波災害予防対策の基本方針 津波災害対策の検討にあたっては、次の二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進めるものとする。</p> <p>ア 最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策</p> <p>イ 比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備</p> <p>(2) 津波に強いまちづくり</p> <p>ア 津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。</p> <p>イ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>ウ 地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため共同での計画作成など津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="1077 225 1870 483"> <tr> <td data-bbox="1077 225 1263 264"></td> <td data-bbox="1263 225 1870 264">民のとるべき行動について周知徹底に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 264 1263 371">水門、陸閘</td> <td data-bbox="1263 264 1870 371">水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 371 1263 483">津波監視施設</td> <td data-bbox="1263 371 1870 483">消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。</td> </tr> </table> <p>2 津波に強いまちづくり</p> <p>市及び県は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。</p> <p>市及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>市及び県は、市地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。</p>		民のとるべき行動について周知徹底に努める。	水門、陸閘	水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。	津波監視施設	消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
	民のとるべき行動について周知徹底に努める。								
水門、陸閘	水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。								
津波監視施設	消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。								

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨								
36	<p>エ 津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>オ 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。</p> <p>カ 行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。</p> <p>キ 最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。</p> <p>ク 市が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次地震被害想定を基に点検、見直しを促進する。</p> <p>ケ 市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解できるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。</p> <p>コ 津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や緊急通報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。</p> <p>サ 県及び市町は、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。</p>	<p>市及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>市及び県は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。</p> <p>市及び県は、行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。</p> <p>市及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1072 730 1912 1236"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 730 1290 767">区 分</th> <th data-bbox="1290 730 1912 767">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1072 767 1290 879">津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</td> <td data-bbox="1290 767 1912 879"> <ul style="list-style-type: none"> 市が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次地震被害想定を基に点検、見直しを促進する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 879 1290 1023">適切な避難行動の周知徹底</td> <td data-bbox="1290 879 1912 1023"> <ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1023 1290 1236">市民への伝達手段の多重化・多様化</td> <td data-bbox="1290 1023 1912 1236"> <ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の情報が、市民一人一人に迅速に届くよう、防災行政無線や緊急通報メール、市・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。 市は、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 市が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次地震被害想定を基に点検、見直しを促進する。 	適切な避難行動の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。 	市民への伝達手段の多重化・多様化	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の情報が、市民一人一人に迅速に届くよう、防災行政無線や緊急通報メール、市・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。 市は、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。 	
区 分	内 容										
津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 市が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次地震被害想定を基に点検、見直しを促進する。 										
適切な避難行動の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。 										
市民への伝達手段の多重化・多様化	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の情報が、市民一人一人に迅速に届くよう、防災行政無線や緊急通報メール、市・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。 市は、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。 										
42	<p>24-9-18 (略)</p> <p>第3編 地震防災施設緊急整備計画</p>										
42	<p>第1章 地震防災施設整備方針 (略)</p>										
44	<p>第2章～第3章 (略)</p>										

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨																											
44	<p>第4章 津波避難対策緊急事業計画</p> <p>南海トラフ地震に伴い発生する津波から市域並びに市民の生命及び身体を保護するため、津波から避難するため緊急に整備すべき施設等について南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を次のとおり定め、津波避難対策緊急事業を実施する。事業の実施期間は平成25年度からおおむね5年間である。</p>	<p>3 津波避難施設等の整備</p> <p>市及び県は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、可能な限り短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。</p> <p>市は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「地域目標（磐田市地震・津波対策アクションプログラム2023）」及び南海トラフ地震対策特別措置法第5条第2項の規定による津波避難対策緊急事業計画（以下、津波避難対策緊急事業計画という）に基づき施設整備等を実施する。なお、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項について次のように定める。</p>																												
45	<p>3 4 - 1 避難施設の整備</p> <p>津波からの避難の用に供する避難施設の整備に関する具体的な目標及びその達成の期間は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="165 587 969 879"> <thead> <tr> <th>津波避難対策緊急事業を行う区域</th> <th>津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</th> <th>目標</th> <th>達成時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雁代地区</td> <td>避難施設の整備事業</td> <td>1箇所</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>福田南地区</td> <td>避難施設の整備事業</td> <td>1箇所</td> <td>平成27年度</td> </tr> </tbody> </table>	津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期	雁代地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成27年度	福田南地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成27年度	<table border="1" data-bbox="1077 552 1912 844"> <thead> <tr> <th>津波避難対策緊急事業を行う区域</th> <th>津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</th> <th>目標</th> <th>達成時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">雁代地区</td> <td>避難施設の整備事業</td> <td>1箇所</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>避難路の整備事業</td> <td>1箇所</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>福田南地区</td> <td>避難施設の整備事業</td> <td>1箇所</td> <td>平成27年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>市及び県は、避難地（屋内施設含む）・津波避難施設の整備にあたり、可能な限り津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする</p>	津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期	雁代地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成27年度	避難路の整備事業	1箇所	平成30年度	福田南地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成27年度	
津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期																											
雁代地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成27年度																											
福田南地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成27年度																											
津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期																											
雁代地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成27年度																											
	避難路の整備事業	1箇所	平成30年度																											
福田南地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成27年度																											
45	<p>3 4 - 2 避難路の整備</p> <p>避難場所までの避難の用に供する避難路の整備に関する具体的な目標及びその達成の期間は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="165 1023 969 1203"> <thead> <tr> <th>津波避難対策緊急事業を行う区域</th> <th>津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</th> <th>目標</th> <th>達成時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雁代地区</td> <td>避難施設の整備事業</td> <td>1箇所</td> <td>平成30年度</td> </tr> </tbody> </table>	津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期	雁代地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成30年度	<p>市及び県は、避難路（屋内施設含む）・津波避難施設の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。</p> <p>避難地（屋内施設含む）・津波避難施設を津波による浸水の恐れがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。</p> <p>市及び県は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置（耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等）に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1077 1310 1912 1415"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「静岡モデル」</td> <td>津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	「静岡モデル」	津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、																
津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期																											
雁代地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成30年度																											
区 分	内 容																													
「静岡モデル」	津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、																													

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨				
46	第4編 南海トラフ地震臨時情報への対応（地震対策編 第4章へ移動）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1077 233 1256 443">防潮堤の整備</td> <td data-bbox="1256 233 1917 443">資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本市特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」防潮堤の整備を推進する。整備に当たっては、県等と連携して推進し、多重防御による津波被害の軽減を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 443 1256 587">安全な避難空間の確保</td> <td data-bbox="1256 443 1917 587">レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。</td> </tr> </table>	防潮堤の整備	資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本市特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」防潮堤の整備を推進する。整備に当たっては、県等と連携して推進し、多重防御による津波被害の軽減を図る。	安全な避難空間の確保	レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。	
防潮堤の整備	資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本市特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」防潮堤の整備を推進する。整備に当たっては、県等と連携して推進し、多重防御による津波被害の軽減を図る。						
安全な避難空間の確保	レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。						
54	第4-2編 地震防災応急対策（別紙へ移動）						
91	第5編 災害応急対策	第3章 災害応急対策					
91	<p>地震災害が発生した場合における磐田市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。</p> <p>海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を越える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。</p>	<p>津波災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民の災害応急対策について定める。なお、ここに定めないものについては「地震対策編」及び「共通対策編」に準ずる。</p> <p>市が県（知事）に報告・要請等を行う場合は静岡県災害対策本部西部方面本部（以下「県西部方面本部」という。）を通じて行うことを基本とする。</p>					
91	<p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>計画作成の主旨（削除）</p> <p>地震発生時における市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。</p>	<p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>津波発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに磐田市警戒本部（以下「市警戒本部」という。）との関連について定める。</p>					

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨								
91 91 91	<p>計画の内容</p> <p>5 1 - 1 磐田市災害対策本部</p> <p>1 設置</p> <p>(1) 市長は、地震が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、磐田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p>(2) 警戒本部から災害対策本部への移行にあたっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</p> <p>(3) 災害対策本部は、防災センターに設置する。</p> <p>2 組織及び所掌事務</p> <p>(1) 組織</p> <p>災害対策本部の組織は、磐田市災害対策本部条例（平成17年条例第222号。資料1-05）及び資料2-04＜磐田市災害対策本部編成図＞の定めるところによる。</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>災害対策本部の所掌事務は、資料2-05＜磐田市災害対策本部における事務分掌＞の定めるところによるが、その主なものは次のとおりである。</p> <p>ア 地震・津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</p> <p>イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</p> <p>ウ 消防、水防その他の応急措置</p> <p>エ 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画に基づく応援部隊等の受入れ</p> <p>オ 被災者の救助、救護、その他の保護</p> <p>カ 施設及び設備の応急の復旧</p> <p>キ 防疫その他の保健衛生</p> <p>ク 避難指示及び警戒区域の設定</p> <p>ケ 緊急輸送の実施</p> <p>コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給</p> <p>サ 静岡県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）への要請、報告等並びに災害応急対策の連携</p> <p>シ 自主防災会との連携及び指導</p> <p>ス ボランティアの受入れ</p> <p>(3) 職員動員（配備計画）</p> <p>市内で震度5強以上を観測する地震を気象庁が発表したとき、全職員は直</p>	<p>1 市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 300 1167 336">区分</th> <th data-bbox="1167 300 1912 336">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 336 1167 986">市災害対策本部</td> <td data-bbox="1167 336 1912 986"> <ul style="list-style-type: none"> 市長は、津波災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、磐田市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）を設置する。 市警戒本部から市災害対策本部への移行にあたっては、事務の継続性の確保に配慮する。 <p>所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部の組織及び運営に関しては、「磐田市災害対策本部条例（平成17年条例第222号）」及び市地域防災計画一般災害対策編の定めるところによる。※資料編（1-05）＜磐田市災害対策本部条例＞ 市災害対策本部が所掌する事務は、資料編2-05（磐田市災害対策本部における事務分掌）の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 被災者の救助、救護、その他の保護 オ 施設及び設備の応急の復旧 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 986 1167 1273"></td> <td data-bbox="1167 986 1912 1273"> <ul style="list-style-type: none"> カ 防疫その他の保健衛生 キ 避難の指示又は警戒区域の設定 ク 緊急輸送の実施 ケ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 コ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 サ 自主防災会との連携及び指導 シ ボランティアの受入れ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1273 1167 1423">機 関 の 措 置</td> <td data-bbox="1167 1273 1912 1423"> <p>消防、水防</p> <p>消防本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火・救急・救助活動 ウ 市民への避難指示の伝達 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	市災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、津波災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、磐田市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）を設置する。 市警戒本部から市災害対策本部への移行にあたっては、事務の継続性の確保に配慮する。 <p>所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部の組織及び運営に関しては、「磐田市災害対策本部条例（平成17年条例第222号）」及び市地域防災計画一般災害対策編の定めるところによる。※資料編（1-05）＜磐田市災害対策本部条例＞ 市災害対策本部が所掌する事務は、資料編2-05（磐田市災害対策本部における事務分掌）の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 被災者の救助、救護、その他の保護 オ 施設及び設備の応急の復旧 		<ul style="list-style-type: none"> カ 防疫その他の保健衛生 キ 避難の指示又は警戒区域の設定 ク 緊急輸送の実施 ケ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 コ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 サ 自主防災会との連携及び指導 シ ボランティアの受入れ 	機 関 の 措 置	<p>消防、水防</p> <p>消防本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火・救急・救助活動 ウ 市民への避難指示の伝達 	
区分	内 容										
市災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、津波災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、磐田市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）を設置する。 市警戒本部から市災害対策本部への移行にあたっては、事務の継続性の確保に配慮する。 <p>所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部の組織及び運営に関しては、「磐田市災害対策本部条例（平成17年条例第222号）」及び市地域防災計画一般災害対策編の定めるところによる。※資料編（1-05）＜磐田市災害対策本部条例＞ 市災害対策本部が所掌する事務は、資料編2-05（磐田市災害対策本部における事務分掌）の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 被災者の救助、救護、その他の保護 オ 施設及び設備の応急の復旧 										
	<ul style="list-style-type: none"> カ 防疫その他の保健衛生 キ 避難の指示又は警戒区域の設定 ク 緊急輸送の実施 ケ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 コ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 サ 自主防災会との連携及び指導 シ ボランティアの受入れ 										
機 関 の 措 置	<p>消防、水防</p> <p>消防本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火・救急・救助活動 ウ 市民への避難指示の伝達 										

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨						
92	<p>ちに所定の場所において災害応急対策にあたる。</p>								
92	<p>5 1 - 2 消防機関</p>								
92	<p>1 磐田市消防本部</p>								
92	<p>(1) 被害状況等の情報の収集と伝達</p>	<p>ア 被害状況等の情報の収集と伝達</p>							
92	<p>(2) 消火、水防、救急及び救助活動</p>	<p>イ 消火活動、水防活動及び救助活動</p>							
92	<p>(3) 地域住民等への避難指示の伝達</p>	<p>ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保</p>							
92	<p>(4) 火災予防の広報</p>	<p>エ 市民の避難地への誘導</p>							
92	<p>2 磐田市消防団</p>	<p>オ 危険区域からの避難の確認</p>							
92	<p>(1) 被害状況等の情報の収集と伝達</p>	<p>カ 自主防災会との連携、指導、支援</p>							
92	<p>(2) 消火、水防及び救助活動</p>	<p>職員動員 (配備)</p>							
92	<p>(3) 一次避難地の安全確保及び避難路の確保</p>	<p>地震対策編 第5章 第1節 1「市」に準ずる</p>							
92	<p>(4) 地域住民等の避難地への誘導</p>								
92	<p>(5) 危険区域からの避難の確認</p>								
92	<p>(6) 自主防災会との連携、指導、支援</p>								
92	<p>5 1 - 3 静岡県及び防災関係機関</p>	<p>2 県警察</p>							
92	<p>1 (略)</p>	<p>(地震対策編 第5章 第1節 3「静岡県警察（磐田警察署）」に準ずる。）</p>							
92	<p>2 静岡県警察（磐田警察署）</p>								
92	<p>(1) 情報の収集・提供（防災ヘリコプターによる偵察を含む。）</p>								
92	<p>(2) 救出・救護</p>								
92	<p>(3) 遺体の検視及び検分</p>								
92	<p>(4) 避難指示の伝達・指示、退去の確認及び避難地・避難所の安全確保・秩序維持</p>								
92	<p>(5) 警戒区域の防犯パトロール</p>								
92	<p>(6) 社会秩序維持のための取り締まり等</p>								
92	<p>(7) 交通路、避難路、緊急輸送路の確保</p>								
92	<p>3 指定地方行政機関</p>	<p>3 防災関係機関 防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。</p>							
92	<p>(1) 総務省東海総合通信局</p>	<p>(1) 指定地方行政機関</p>							
92	<p>電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 1094 1312 1131">機関名</th> <th data-bbox="1312 1094 1912 1131">災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 1131 1312 1203">総務省東海総合通信局</td> <td data-bbox="1312 1131 1912 1203">電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1203 1312 1418">財務省東海財務局（静岡財務事務所）</td> <td data-bbox="1312 1203 1912 1418">ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講ずる措置	総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理	財務省東海財務局（静岡財務事務所）	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を	
機関名	災害応急対策として講ずる措置								
総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理								
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を								
92	<p>(2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）</p>								
92	<p>ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適切と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、</p>								

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
	<p>保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請</p> <p>イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置</p> <p>(3) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）</p> <p>ア 事業所等の被災状況の把握</p> <p>イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導</p> <p>(4) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）</p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p> <p>(5) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）</p> <p>管轄する河川、道路について管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 施設対策等</p> <p>(ア) 河川管理施設等の対策等</p> <p>(イ) 道路施設対策等</p> <p>(ウ) 営繕施設対策等</p> <p>(エ) 電気通信施設対策等</p> <p>イ 初動対応</p> <p>中部地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理</p> <p>エ 他機関との協力</p> <p>オ 広報</p> <p>(6) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）</p> <p>ア 陸上輸送に関すること</p>	<p>講ずるよう要請</p> <p>イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置</p> <p>厚生労働省静岡労働局（浜松労働基準監督署）</p> <p>ア 事業所等の被害状況の把握</p> <p>イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導</p> <p>農林水産省関東農政局 静岡県拠点</p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p> <p>国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）</p> <p>管轄する河川、道路について管理を行う他次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 施設対策等</p> <p>(ア) 河川管理施設等の対策等</p> <p>(イ) 道路施設対策等</p> <p>(ウ) 営繕施設対策等</p> <p>(エ) 電気通信施設対策等</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等からの指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理</p> <p>エ 他機関との協力</p> <p>オ 広報</p> <p>国土交通省中部運輸局（静岡県運輸支局）</p> <p>陸上輸送に関すること</p> <p>ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に關しての措置</p>	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
	<p>(7) 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置</p> <p>(イ) 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p>イ 海上輸送に関すること</p> <p>(ア) 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>(イ) 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p> <p>(7) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安本部、御前崎海上保安署）</p> <p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知</p> <p>イ 海難等の海上における災害時の救助・救急活動</p> <p>ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保</p> <p>オ 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去</p> <p>カ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p>キ 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p>ク 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p> <p>(8) 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）</p> <p>ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置</p> <p>ウ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>(9) 国土地理院中部地方測量部</p> <p>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 地理情報システムの活用を図る。</p> <p>(10) 環境省関東地方環境事務所</p>	<p>イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん 海上輸送に関すること</p> <p>ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p> <p>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。</p> <p>ウ 地理情報システムの活用を図る。</p> <p>ア 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説</p> <p>イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報されたとき、気象庁への報告及び適切な措置</p> <p>ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施する。</p> <p>エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知</p> <p>イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保</p> <p>ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難指示、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通安全の確保に必要な措置</p> <p>オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p>カ 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p>キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p> <p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p>	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨						
	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</p> <p>(11) 環境省 中部地方環境事務所 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>(12) 防衛省南関東防衛局 ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1077 225 1312 373">所</td> <td data-bbox="1312 225 1912 373"> イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 373 1312 483">環境省 中部地方環境事務所</td> <td data-bbox="1312 373 1912 483"> 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 483 1312 660">防衛省南関東防衛局 (浜松防衛事務所)</td> <td data-bbox="1312 483 1912 660"> ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援 </td> </tr> </table>	所	イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	防衛省南関東防衛局 (浜松防衛事務所)	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	
所	イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等								
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集								
防衛省南関東防衛局 (浜松防衛事務所)	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援								
94	<p>4 指定公共機関</p> <p>(1) 日本郵便株式会社（磐田市内の郵便局） ア 災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応迅速・適切な対応に努める。</p> <p>(2) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧</p> <p>(3) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ</p>	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 732 1290 769">機関名</th> <th data-bbox="1290 732 1912 769">災害応急対策策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 769 1290 1238">日本郵便株式会社東海支社（磐田市内の郵便局）</td> <td data-bbox="1290 769 1912 1238"> ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1238 1290 1415">日本赤十字社静岡県支部（磐田市地区）</td> <td data-bbox="1290 1238 1912 1415"> ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策策として講ずる措置	日本郵便株式会社東海支社（磐田市内の郵便局）	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。	日本赤十字社静岡県支部（磐田市地区）	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集	
機関名	災害応急対策策として講ずる措置								
日本郵便株式会社東海支社（磐田市内の郵便局）	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。								
日本赤十字社静岡県支部（磐田市地区）	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集								

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨												
	<p>ア 防災関係機関の非常、重要通信の優先確保</p> <p>イ 被害施設の早期復旧</p> <p>ウ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの提供</p> <p>(4) 日本赤十字社（静岡県支部）</p> <p>ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること。</p> <p>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。</p> <p>ウ 被災者に対する救援物資の配布に関すること。</p> <p>エ 義援金の募集に関すること。</p> <p>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること。</p> <p>カ その他必要な事項</p> <p>(5) 日本放送協会（静岡放送局、浜松支局）</p> <p>ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成</p> <p>イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速、かつ、的確な放送の実施</p> <p>ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送</p> <p>(6) 中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター）</p> <p>ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡</p> <p>イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施</p> <p>ウ 静岡県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力</p> <p>エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1077 225 1290 300"></td> <td data-bbox="1290 225 1917 300"> <p>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p> <p>カ その他必要な事項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 300 1290 552"> <p>日本放送協会 （静岡放送局浜松支局）</p> </td> <td data-bbox="1290 300 1917 552"> <p>ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成</p> <p>イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施</p> <p>ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 552 1290 767"> <p>中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター）</p> </td> <td data-bbox="1290 552 1917 767"> <p>ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡</p> <p>イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施</p> <p>ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力</p> <p>エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 767 1290 951"> <p>東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</p> </td> <td data-bbox="1290 767 1917 951"> <p>ア 災害時における応急救護活動</p> <p>イ 応急復旧用資材等の確保</p> <p>ウ 危険地域の駅等の旅客等について、市と協議した避難地への避難、誘導</p> <p>エ 鉄道施設の早期復旧</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 951 1290 1238"> <p>西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ</p> </td> <td data-bbox="1290 951 1917 1238"> <p>ア 防災関係機関の重要通信の優先確保</p> <p>イ 被害施設の早期復旧</p> <p>ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1238 1290 1414"> <p>岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパ</p> </td> <td data-bbox="1290 1238 1917 1414"> <p>LPガスタンクローリー等によるガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送</p> </td> </tr> </table>		<p>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p> <p>カ その他必要な事項</p>	<p>日本放送協会 （静岡放送局浜松支局）</p>	<p>ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成</p> <p>イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施</p> <p>ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送</p>	<p>中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター）</p>	<p>ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡</p> <p>イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施</p> <p>ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力</p> <p>エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</p>	<p>東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</p>	<p>ア 災害時における応急救護活動</p> <p>イ 応急復旧用資材等の確保</p> <p>ウ 危険地域の駅等の旅客等について、市と協議した避難地への避難、誘導</p> <p>エ 鉄道施設の早期復旧</p>	<p>西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ</p>	<p>ア 防災関係機関の重要通信の優先確保</p> <p>イ 被害施設の早期復旧</p> <p>ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</p>	<p>岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパ</p>	<p>LPガスタンクローリー等によるガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送</p>	
	<p>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p> <p>カ その他必要な事項</p>														
<p>日本放送協会 （静岡放送局浜松支局）</p>	<p>ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成</p> <p>イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施</p> <p>ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送</p>														
<p>中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター）</p>	<p>ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡</p> <p>イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施</p> <p>ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力</p> <p>エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</p>														
<p>東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</p>	<p>ア 災害時における応急救護活動</p> <p>イ 応急復旧用資材等の確保</p> <p>ウ 危険地域の駅等の旅客等について、市と協議した避難地への避難、誘導</p> <p>エ 鉄道施設の早期復旧</p>														
<p>西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ</p>	<p>ア 防災関係機関の重要通信の優先確保</p> <p>イ 被害施設の早期復旧</p> <p>ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</p>														
<p>岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパ</p>	<p>LPガスタンクローリー等によるガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送</p>														

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）		修正要旨
	<p>(7) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社 緊急輸送車両の確保及び運行</p> <p>(8) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター） ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報</p> <p>(9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</p> <p>(10) 一般社団法人日本建設業連合会（中部支部）、一般社団法人全国中小建設業協会 共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</p>	<p>ンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社</p>		
		<p>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p>	<p>緊急輸送車両の確保及び運行</p>	
		<p>中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 （磐田営業所、島田電力センター）</p>	<p>ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報</p>	
		<p>KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社</p>	<p>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</p>	
		<p>一般社団法人日本建設業連合会 （中部支部） 一般社団法人全国中小建設業協</p>	<p>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</p>	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨						
	<p>(11) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</p> <p>(12) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社 LP ガスタンクローリ等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 225 1290 261">会</th> <th data-bbox="1290 225 1912 261"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 261 1290 767"> 株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス </td> <td data-bbox="1290 261 1912 767"> 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	会		株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施			
会									
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施								
96	<p>5 指定地方公共機関</p> <p>(1) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会 ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）</p> <p>(2) サーラエナジー株式会社（浜松供給センター） ア 二次災害の発生防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施</p>	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 839 1290 876">機関名</th> <th data-bbox="1290 839 1912 876">災害応急対策策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 876 1290 1238"> 一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 </td> <td data-bbox="1290 876 1912 1238"> ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1238 1290 1415"> サーラエナジー株式会社 </td> <td data-bbox="1290 1238 1912 1415"> ア 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防災のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策策として講ずる措置	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）	サーラエナジー株式会社	ア 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防災のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給	
機関名	災害応急対策策として講ずる措置								
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）								
サーラエナジー株式会社	ア 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防災のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給								

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
	<p>(3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部磐田地区会）</p> <p>ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報</p> <p>イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力</p> <p>(4) 静岡県道路公社（西部管理センター）</p> <p>ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡</p> <p>イ 緊急輸送路確保のための応急復旧</p> <p>ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力</p> <p>エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</p> <p>(5) 天竜浜名湖鉄道株式会社</p> <p>災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施</p> <p>(6) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）</p> <p>あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送</p> <p>(7) 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）</p> <p>協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行</p> <p>(8) 土地改良区（磐田用水東部土地改良区、寺谷用水土地改良区）</p> <p>ア 用水の緊急遮断</p> <p>イ 災害応急復旧の実施</p> <p>ウ 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協力（消防水利の確保）</p> <p>(9) 一般社団法人静岡県建設業協会</p> <p>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</p> <p>(10) 公益社団法人静岡県栄養士会</p> <p>ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力</p>	<p>エ 災害応急復旧の早期実施</p> <p>一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部磐田地区会）</p> <p>ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報</p> <p>イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力</p> <p>静岡県道路公社（西部管理センター）</p> <p>ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡</p> <p>イ 緊急輸送路確保のための応急復旧</p> <p>ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力</p> <p>エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</p> <p>天竜浜名湖鉄道株式会社</p> <p>災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施</p> <p>静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社</p> <p>あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送</p> <p>一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）</p> <p>協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行</p> <p>土地改良区（磐田用水東部土地改良区、寺谷用水土地改良区）</p> <p>ア 用水の緊急遮断</p> <p>イ 災害応急復旧の実施</p> <p>ウ 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協力（消防水利の確保）</p> <p>一般社団法人静岡県建設業協会</p> <p>道路施設等の被害調査、復旧に関する協力</p> <p>公益社団法人静岡</p> <p>ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力</p>	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨		
97	<p>イ 避難所における健康相談に関する協力</p> <p>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(1) 一般社団法人磐田市医師会、一般社団法人磐周医師会、磐周歯科医師会、特定非営利活動法人磐田薬剤師会</p> <p>ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施</p> <p>イ 検案（特定非営利活動法人磐田薬剤師会を除く。）</p> <p>ウ 災害時の口腔ケアの実施（磐周歯科医師会）</p> <p>(2) 磐田商工会議所、磐田市商工会 食料、日用品その他の物資の調達に関する協力</p> <p>(3) 遠州中央農業協同組合 食料及び緊急物資の調達に関する協力</p> <p>(4) 磐田市建設事業協同組合等建設関係団体 人命救助、道路啓開等の活動に協力及び必要な重機械の提供</p> <p>(5) 公益社団法人静岡県建築士会 被災建物の応急危険度を判定する判定士の派遣</p> <p>(6) 浜松エフエム放送株式会社 あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送</p>	<table border="1" data-bbox="1077 233 1912 264"> <tr> <td data-bbox="1077 233 1285 264">岡山栄養士会</td> <td data-bbox="1285 233 1912 264">イ 避難所における健康相談に関する協力</td> </tr> </table> <p>(4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (地震対策編 第1章 第4節 5 (4)「公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」に準ずる。)</p>	岡山栄養士会	イ 避難所における健康相談に関する協力	
岡山栄養士会	イ 避難所における健康相談に関する協力				
97	<p>第2章 情報活動</p> <p>計画作成の主旨 情報の収集、伝達を迅速、かつ、的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。</p> <p>計画の内容</p>	<p>第2節 情報活動</p> <p>情報の収集、伝達を迅速、かつ、的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。</p> <p>詳細については、「共通対策編 第3章 第4節 通信情報計画」に準ずる。 なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編第4章南海トラフ地震臨時情報への対応を参照のこと。</p>			
97	<p>52-1～52-4 (略)</p>	<p>1 津波情報等の種類</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想さ</p>			

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨																								
		<p>れる場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。</p> <p>ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p>ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1" data-bbox="1072 692 1879 1412"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m<高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m<高さ ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<高さ ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m</td> <td>1m<高さ ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ ≤10m	10m	3m<高さ ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m	1m<高さ ≤3m	3m	高い		
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分				発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動																		
			数値での発表	巨大地震の場合の発表																							
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																						
		5m<高さ ≤10m	10m																								
		3m<高さ ≤5m	5m																								
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m	1m<高さ ≤3m	3m	高い																							

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）					修正要旨
			以下の場合				
		津波 注 意 報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦高さ≦1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行なわない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
	<p>注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p>イ 津波警報等の留意事項 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行なう。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。</p> <p>(2) 津波予報区 日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。 静岡県が属する津波予報区</p>						

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨																		
		<table border="1" data-bbox="1077 229 1756 301"> <tr> <td>津波予報区</td> <td>区域</td> <td>津波警報等を発表する官署</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>静岡県</td> <td>気象庁</td> </tr> </table> <p>(図略)</p> <p>(3) 津波情報の発表等 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。</p> <p>ア 津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1077 555 1879 1099"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表〔発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照〕</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他の必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 津波観測に関する情報の発表内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 	津波予報区	区域	津波警報等を発表する官署	静岡県	静岡県	気象庁	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表〔発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照〕	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）	津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表	
津波予報区	区域	津波警報等を発表する官署																			
静岡県	静岡県	気象庁																			
情報の種類	発表内容																				
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表〔発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照〕																				
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																				
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）																				
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）																				
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表																				

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨																								
		<p>イ 最大波の観測値の発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1115 264 1879 595"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>観測された津波の高さ > 1 m</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ ≤ 1 m</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>観測された津波の高さ ≥ 0.2m</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ < 0.2m</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。 <p>ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）</p> <table border="1" data-bbox="1115 1203 1879 1420"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ > 3 m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表	津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推	
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																									
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表																									
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表																									
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表																									
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表																									
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																									
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																									
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																									
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推																									

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨											
		<table border="1" data-bbox="1115 229 1877 555"> <tr> <td></td> <td></td> <td>定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ > 1 m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>（すべて数値で発表）</td> <td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td> </tr> </table> <p>エ 津波情報の留意事項等</p> <p>(7) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <p>a 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p>b 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</p> <p>(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</p> <p>a 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</p> <p>(ウ) 津波観測に関する情報</p> <p>a 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</p> <p>b 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。</p> <p>(エ) 沖合の津波観測に関する情報</p> <p>a 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。</p> <p>b 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</p> <p>(4) 津波予報</p>			定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	
		定中」と発表												
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表												
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表												
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）												

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨								
100	<p>第3章 広報活動 計画作成の主旨</p> <p>市と県、報道機関及び防災関係機関との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確、かつ、迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策がなされるよう必要な広報について定める。</p> <p>広報の際には、要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。</p> <p>計画の内容</p> <p>53-1 磐田市</p> <p>1 広報事項</p>	<p>地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1095 368 1879 770"> <thead> <tr> <th data-bbox="1095 368 1453 405">発表基準</th> <th data-bbox="1453 368 1879 405">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1095 405 1453 480">津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td data-bbox="1453 405 1879 480">津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1095 480 1453 588">0.2m未満の海面変動が予想される とき(津波に関するその他の 情報に含めて発表)</td> <td data-bbox="1453 480 1879 588">高いところで0.2m未満の海面変動 のため被害の心配はなく、特段の防災 対応が必要ない旨を発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1095 588 1453 770">津波警報等の解除後も海面変動が 継続するとき(津波に関する その他の情報に含めて発表)</td> <td data-bbox="1453 588 1879 770">津波に伴う海面変動が観測されてお り、今後も継続する可能性が高いた め、海に入っの作業や釣り、海水浴 などに際しては十分な留意が必要で ある旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 津波の情報伝達系統図 (資料編 12-08「津波情報伝達系統図」、12-09「津波注意報及び警報標識」に準ずる。) (図略)</p> <p>第3節 広報活動</p> <p>(共通対策編 第3章 第5節「災害広報計画」に準ずる。)</p>	発表基準	発表内容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想される とき(津波に関するその他の 情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動 のため被害の心配はなく、特段の防災 対応が必要ない旨を発表	津波警報等の解除後も海面変動が 継続するとき(津波に関する その他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されてお り、今後も継続する可能性が高いた め、海に入っの作業や釣り、海水浴 などに際しては十分な留意が必要で ある旨を発表	
発表基準	発表内容										
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表										
0.2m未満の海面変動が予想される とき(津波に関するその他の 情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動 のため被害の心配はなく、特段の防災 対応が必要ない旨を発表										
津波警報等の解除後も海面変動が 継続するとき(津波に関する その他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されてお り、今後も継続する可能性が高いた め、海に入っの作業や釣り、海水浴 などに際しては十分な留意が必要で ある旨を発表										

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
100	<p>災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切、かつ、迅速な広報を行う。</p> <p>広報事項の主なものは、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 (2) 地震情報、津波情報等 (3) 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧見込み (4) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み (5) 自主防災会に対する活動実施要請 (6) 民心安定のための住民に対する呼びかけ 		
100	<p>2 広報実施方法</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 同報系防災行政無線、磐田市ホームページへの掲載、いわたホッとライン、エリアメール、コミュニティFM、広報車 (2) 自主防災会を通じた連絡 		
100	<p>3 県に対する広報の要請</p> <p>県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。</p>		
101	<p>4 被災者の安否に関する情報の提供等</p> <p>市は、安否情報システム（消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムをいう。）等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。</p> <p>また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。</p>		
101	<p>5 3 - 2 防災関係機関</p>		
101	<p>1 広報事項</p> <p>広報事項は、県が定めた「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況 (2) 災害応急対策状況及び復旧見込み 		
101	<p>2 広報実施方法</p> <p>広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び市との連携を密にするものとする。</p>		
101	<p>5 3 - 3 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法</p>		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
101	<p>住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>情報源とその主な情報内容は次のとおりである。</p>		
101	<p>1 ラジオ、テレビ</p> <p>地震情報等、津波情報、交通機関運行状況等</p>		
101	<p>2 同報系防災行政無線、広報車（消防車両を含む。）、インターネット、いわたホッとライン、エリアメール、コミュニティFM</p> <p>主として市域内の情報、指示、指導等</p>		
101	<p>3 自主防災会を通じた連絡</p> <p>主として災害対策本部からの指示、指導、救助措置等</p>		
101	<p>4 サイレン、半鐘</p> <p>大津波警報、津波警報、火災の発生の通報</p>		
101	<p>第4章 緊急輸送活動（略）</p>		
103	<p>第5章 広域応援活動</p> <p>計画作成の主旨</p> <p>広域激甚な災害に対応する県、警察、他市町村、自衛隊等への応援活動の概要を示す。</p> <p>災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</p> <p>なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れは、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。</p> <p>また、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>計画の内容</p> <p>5 5 - 1 行政機関及び民間団体の応援活動</p> <p>1 磐田市</p> <p>(1) 知事に対する応援要請等</p> <p>市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対</p>		<p>修正案 第6節へ移動</p>

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
	<p>し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他応援に関し必要な事項</p> <p>(2) 他の市町村長に対する応援要請</p> <p>市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。</p> <p>また、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された静岡県消防相互応援協定に基づき、協定している他の市町長に対し、応援を求めるものとする。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊の応援要請</p> <p>市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の応援を要請するものとする。</p> <p>ア 災害の種別・状況</p> <p>イ 人的・物的被害の状況</p> <p>ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数</p> <p>エ 応援部隊の集結場所及び到達ルート</p> <p>(4) 民間団体等に対する応援協力の要請</p> <p>ア 応援協力要請の対象となる民間団体等</p> <p>(ア) 女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団</p> <p>(イ) 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</p> <p>イ 応援協力要請の時期及び要請事項</p> <p>市長が必要と認めるときは、次の事項を示して応援協力を要請するものとする。</p> <p>(ア) 応援協力を要請する人員</p> <p>(イ) 作業内容</p> <p>(ウ) 作業場所</p> <p>(エ) 集合場所</p> <p>(オ) その他応援協力要請に関し必要な事項</p>		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
104 104	<p>ウ 応援協力要請の実施方法 応援協力要請の具体的実施方法は一般災害対策編第3章「災害応急対策計画」第26節「応援協力計画」による。</p> <p>(5) 応援要員の受入体制 応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 なお、警察機関、緊急消防援助隊の活動拠点は、資料22-01<広域応援部隊活動拠点一覧表>のとおりである。</p> <p>5 5 - 2 自衛隊の支援 1 自衛隊に対する災害派遣要請の要求 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。</p> <p>(1) 派遣要請事項 ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助 エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ 道路又は水路の確保の措置 キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援 コ 防災要員等の輸送 サ 連絡幹部の派遣 シ その他知事が必要と認める事項</p>		<p>修正案 第3章 第6節 2へ移動</p>

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨																																							
105	<p>(2) 派遣要請要求手続</p> <p>知事に対する要求は、県西部対策本部を経由し、次の事項を明示した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p> <p>ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項</p> <table border="1" data-bbox="163 620 1014 1129"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 隊 名</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="2">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>音 声</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊 第34普通科連 隊第2科</td> <td rowspan="2">0550-89-1310</td> <td>地上系</td> <td>地上系</td> </tr> <tr> <td>5-150-9000</td> <td>5-150-8001</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>衛星系</td> <td>衛星系</td> </tr> <tr> <td>8-150-9000</td> <td>8-150-9100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海上自衛隊 横須賀地方総監 部</td> <td>046-822-3522(直 通)</td> <td>衛星系</td> <td>衛星系</td> </tr> <tr> <td>046-823-1009(夜 間)</td> <td>8-156-9106</td> <td>8-156-9100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">航空自衛隊 第1航空団司令 (浜松基地)</td> <td rowspan="2">053-472-1111</td> <td>地上系</td> <td>地上系</td> </tr> <tr> <td>5-153-9000</td> <td>5-153-8001</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>衛星系</td> <td>衛星系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8-153-9000</td> <td>8-153-8001</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 災害派遣部隊の受入体制</p> <p>(1) 市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。</p> <p>(2) 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。</p> <p>(3) 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備す</p>	部 隊 名	電話番号	県防災行政無線		音 声	F A X	陸上自衛隊 第34普通科連 隊第2科	0550-89-1310	地上系	地上系	5-150-9000	5-150-8001			衛星系	衛星系	8-150-9000	8-150-9100	海上自衛隊 横須賀地方総監 部	046-822-3522(直 通)	衛星系	衛星系	046-823-1009(夜 間)	8-156-9106	8-156-9100	航空自衛隊 第1航空団司令 (浜松基地)	053-472-1111	地上系	地上系	5-153-9000	5-153-8001			衛星系	衛星系			8-153-9000	8-153-8001		
部 隊 名	電話番号			県防災行政無線																																						
		音 声	F A X																																							
陸上自衛隊 第34普通科連 隊第2科	0550-89-1310	地上系	地上系																																							
		5-150-9000	5-150-8001																																							
		衛星系	衛星系																																							
		8-150-9000	8-150-9100																																							
海上自衛隊 横須賀地方総監 部	046-822-3522(直 通)	衛星系	衛星系																																							
	046-823-1009(夜 間)	8-156-9106	8-156-9100																																							
航空自衛隊 第1航空団司令 (浜松基地)	053-472-1111	地上系	地上系																																							
		5-153-9000	5-153-8001																																							
		衛星系	衛星系																																							
		8-153-9000	8-153-8001																																							

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨							
105	<p>る。</p> <p>なお、自衛隊の活動拠点は、資料22-01<広域応援部隊活動拠点一覧表>のとおりである。</p>									
105	<p>3 災害派遣部隊の撤収要請</p> <p>市長は、県西部対策本部及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなると認めた場合は、知事に対し、派遣部隊の撤収の要請を要求する。</p>									
106	<p>4 経費の負担区分</p> <p>自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として市が負担するものとする。</p>									
106	<p>5 5 - 3 海上保安庁の支援</p>									
106	<p>1 海上保安庁に対する支援要請の依頼</p> <p>市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。</p> <p>(1) 支援要請事項</p> <p>ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送</p> <p>イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供</p> <p>ウ その他市が行う災害応急対策の支援</p> <p>(2) 支援要請依頼手続</p> <p>知事に対する依頼は、県西部対策本部を経由し、次の事項を明示した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。</p> <p>ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由</p> <p>イ 支援活動を必要とする期間</p> <p>ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容</p> <p>エ その他参考となるべき事項</p>									
	<table border="1" data-bbox="147 1337 969 1410"> <tr> <td data-bbox="147 1337 297 1374" rowspan="2">機 関 名</td> <td data-bbox="297 1337 468 1374" rowspan="2">電話番号</td> <td colspan="2" data-bbox="468 1337 808 1374">県防災行政無線</td> <td data-bbox="808 1337 969 1374" rowspan="2">防災相互通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 1374 638 1410">音 声</td> <td data-bbox="638 1374 808 1410">F A X</td> </tr> </table>	機 関 名	電話番号	県防災行政無線		防災相互通信	音 声	F A X		
機 関 名	電話番号			県防災行政無線			防災相互通信			
		音 声	F A X							

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>用無線局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上保安庁 清水海上 保安部警備 救難課</td> <td>054-353-0118</td> <td>地上系 5-157-9000 衛星系 8-157-9000</td> <td>地上系 5-157-8001 衛星系 8-157-8001</td> <td>海保移動 3538</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 御前崎海上 保安署</td> <td>0548-63-4999</td> <td></td> <td></td> <td>海保移動 3079</td> </tr> </tbody> </table>					用無線局名	海上保安庁 清水海上 保安部警備 救難課	054-353-0118	地上系 5-157-9000 衛星系 8-157-9000	地上系 5-157-8001 衛星系 8-157-8001	海保移動 3538	海上保安庁 御前崎海上 保安署	0548-63-4999			海保移動 3079		
				用無線局名														
海上保安庁 清水海上 保安部警備 救難課	054-353-0118	地上系 5-157-9000 衛星系 8-157-9000	地上系 5-157-8001 衛星系 8-157-8001	海保移動 3538														
海上保安庁 御前崎海上 保安署	0548-63-4999			海保移動 3079														
106	<p>第6章 災害の拡大及び二次災害防止活動</p> <p>計画作成の主旨</p> <p>災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、市、消防機関、自主防災会並びに市民が実施すべき事項を示す。</p> <p>また、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じることとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意するものとする。</p> <p>計画の内容</p>	<p>第4節 災害の拡大防止活動</p> <p>災害の拡大を防止するため水防活動及び人命の救出活動について、市、県、自主防災会並びに市民が実施すべき事項を示す。</p>																
106	5 6 - 1 （略）																	
108	<p>5 6 - 2 水防活動</p> <p>地震による津波及び洪水に対する水防活動の概要を示す。なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、太田川原野谷川治水水防組合及び市の水防計画の定めるところによる。</p> <p>1 水防管理者及び水防管理団体の活動</p> <p>(1) 地震による津波及び洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を磐田警察署長に通知する。</p> <p>(2) 水防管理者（市長）、又は消防長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、消防職・団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。</p> <p>(3) 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機</p>	<p>1 水防活動</p> <p>津波に対する水防活動の概要を示す。</p> <p>なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、磐田市水防計画の定めるところによる。</p> <table border="1"> <tr> <td>水防管理者（市長）及び水防管理団体（市）の活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事の命を受けた県職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を磐田警察署長に通知する。 水防管理者又は消防長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、消防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、 </td> </tr> </table>	水防管理者（市長）及び水防管理団体（市）の活動	<ul style="list-style-type: none"> 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事の命を受けた県職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を磐田警察署長に通知する。 水防管理者又は消防長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、消防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、 														
水防管理者（市長）及び水防管理団体（市）の活動	<ul style="list-style-type: none"> 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事の命を受けた県職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を磐田警察署長に通知する。 水防管理者又は消防長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、消防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、 																	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨				
108	<p>関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。</p> <p>2 水防活動の応援要請</p> <p>(1) 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。</p> <p>ア 水防管理者（市長）は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。</p> <p>イ 水防管理者（市長）は、水防のために必要があるときは、磐田警察署長に対して、警察官の出動を要請する。</p> <p>(2) 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県西部対策本部を通じ、知事に対して自衛隊の派遣要請を行うよう要求するものとする。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 期間その他応援に必要な事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1093 225 1245 300"></td> <td data-bbox="1245 225 1910 300">直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 300 1245 767">水防活動の応援要請</td> <td data-bbox="1245 300 1910 767"> <p>(1) 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。</p> <p>ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。</p> <p>イ 水防管理者は、水防のために必要があるときは、磐田警察署長に対して、警察官の出動を要請する。</p> <p>(2) 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 期間その他応援に必要な事項</p> </td> </tr> </table>		直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずる。	水防活動の応援要請	<p>(1) 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。</p> <p>ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。</p> <p>イ 水防管理者は、水防のために必要があるときは、磐田警察署長に対して、警察官の出動を要請する。</p> <p>(2) 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 期間その他応援に必要な事項</p>	
	直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずる。						
水防活動の応援要請	<p>(1) 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。</p> <p>ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。</p> <p>イ 水防管理者は、水防のために必要があるときは、磐田警察署長に対して、警察官の出動を要請する。</p> <p>(2) 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 期間その他応援に必要な事項</p>						
108	<p>5 6 - 3 人命の救出活動</p>	<p>2 人命の救出活動</p>					
108	<p>1 人命救出活動の基本方針</p> <p>(1) 救出を必要とする者等（以下「要救助者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。</p> <p>(2) 市長は、県、警察及び自衛隊等に対し、救出活動の協力を要請する。</p> <p>(3) 市は市の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</p> <p>(4) 自主防災会、事業所等の防災組織及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。</p> <p>(5) 自衛隊の救出活動は、第5章「広域応援活動」5 5 - 2「自衛隊の支援」の定めるところにより行う。</p> <p>(6) 救出活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1093 842 1211 1273">人命救出活動の基本方針</td> <td data-bbox="1211 842 1877 1273"> <p>(1) 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。</p> <p>(2) 市長は、県、警察及び自衛隊等に対し、救出活動の協力を要請する。</p> <p>(3) 市は、市内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</p> <p>(4) 自主防災会、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。</p> <p>(5) 自衛隊の救出活動は、第6節「広域応援活動」5 6 - 2「自衛隊の支援」の定めるところにより行う。</p> <p>(6) 救出活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p> </td> </tr> </table>	人命救出活動の基本方針	<p>(1) 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。</p> <p>(2) 市長は、県、警察及び自衛隊等に対し、救出活動の協力を要請する。</p> <p>(3) 市は、市内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</p> <p>(4) 自主防災会、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。</p> <p>(5) 自衛隊の救出活動は、第6節「広域応援活動」5 6 - 2「自衛隊の支援」の定めるところにより行う。</p> <p>(6) 救出活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p>			
人命救出活動の基本方針	<p>(1) 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。</p> <p>(2) 市長は、県、警察及び自衛隊等に対し、救出活動の協力を要請する。</p> <p>(3) 市は、市内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</p> <p>(4) 自主防災会、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。</p> <p>(5) 自衛隊の救出活動は、第6節「広域応援活動」5 6 - 2「自衛隊の支援」の定めるところにより行う。</p> <p>(6) 救出活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p>						
109	<p>2 磐田市</p> <p>(1) 市長は、職員を動員し、要救助者等を救出する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 1305 1245 1342">実施主体</th> <th data-bbox="1245 1305 1910 1342">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1342 1245 1415">市</td> <td data-bbox="1245 1342 1910 1415">ア 職員（消防職員及び消防団員を含む。）を動員し負傷者等を救出する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	市	ア 職員（消防職員及び消防団員を含む。）を動員し負傷者等を救出する。	
実施主体	内 容						
市	ア 職員（消防職員及び消防団員を含む。）を動員し負傷者等を救出する。						

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
109	<p>(2) 市長は、自ら要救助者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県西部対策本部を通じ、知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。</p> <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</p> <p>3 自主防災会、事業所等 自主防災会及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <p>(1) 組織内の被害状況を調査し、要救助者等の早期発見に努める。 (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 (3) 自主防災会と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 (4) 自主的な救出活動が困難な場合は、市、消防機関又は警察署等に連絡し早期救出を図る。</p>	<p>イ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。</p> <p>(ア) 応援を必要とする理由 (イ) 応援を必要とする人員、資機材等 (ウ) 応援を必要とする場所 (エ) 応援を必要とする期間 (オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項</p> <p>自主防災会、事業所等</p> <p>自主防災会及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <p>(1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 (3) 自主防災会と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 (5) 救助活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡を取りその指導を受けるものとする。</p>	
109	56-4 被災建築物等に対する安全対策		
109	<p>1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定 地震又は津波により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、余震等による二次災害を防止するため、次の安全対策を実施する。</p> <p>(1) 磐田市 ア 建築物 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</p>		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨		
	<p>イ 宅地等 市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p> <p>(2) 市民 ア 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 イ 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>				
110	<p>第7章 避難活動 計画作成の主旨（削除） 地震又は津波が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。</p>	<p>第5節 避難活動 津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。</p>			
110	<p>計画の内容</p>				
110	<p>57-1 避難対策</p>	<p>1 避難対策</p>			
110	<p>1 避難対策の基本方針 (1) 地震発生時においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に情報を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。 (2) 情報提供、避難誘導及び避難地の運営にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。 (3) 避難対策の周知にあたっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1093 876 1229 1305">基本方針</td> <td data-bbox="1229 876 1912 1305"> <p>(1) 津波発生時においては、要避難地区の市民は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、適切な措置を講じ、市民等の生命、身体の安全確保に努める。 (2) 情報提供、避難誘導及び避難地の運営にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。 (3) 避難対策の周知にあたっては、市民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。</p> </td> </tr> </table>	基本方針	<p>(1) 津波発生時においては、要避難地区の市民は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、適切な措置を講じ、市民等の生命、身体の安全確保に努める。 (2) 情報提供、避難誘導及び避難地の運営にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。 (3) 避難対策の周知にあたっては、市民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。</p>	
基本方針	<p>(1) 津波発生時においては、要避難地区の市民は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、適切な措置を講じ、市民等の生命、身体の安全確保に努める。 (2) 情報提供、避難誘導及び避難地の運営にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。 (3) 避難対策の周知にあたっては、市民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。</p>				
110	<p>2 情報・広報活動 (1) 市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は第2章「情報活動」に準ずる。 (2) 市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報を的確に住民に広報</p>	<p>(1) 情報・広報活動 市、県及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行</p>			

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨								
110	<p>し、その内容は第3章「広報活動」に準ずる。また、自主防災会等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。</p> <p>(3) 住民は、適切な避難行動のため、同報系防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震及び津波に関する情報を入手するよう努める。</p> <p>3 避難のための指示等(地震)</p> <p>(1) 指示の基準</p> <p>ア 市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難の指示をする。</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</p> <p>(2) 指示の内容</p> <p>避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難指示が出された地域名</p> <p>イ 避難路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p> <p>(3) 指示の伝達方法</p> <p>市長は、避難指示をしたときは、直ちに指示等が出された地域の住民に対して、同報系防災行政無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自</p>	<p>い、その内容は第2節「情報活動」に準ずる。</p> <p>市、県及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に市民に広報し、その内容は第3節「広報活動」に準ずる。また、自主防災会等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。</p> <p>市民は、適切な避難行動のため、同報系防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。</p> <p>(2) 避難のための指示</p> <table border="1" data-bbox="1093 475 1910 1412"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 475 1227 512">区 分</th> <th data-bbox="1227 475 1910 512">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 512 1227 1086">指示の基準</td> <td data-bbox="1227 512 1910 1086"> <p>ア 市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、市民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民に対し、避難の指示を発令する。</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示の発令（以下、「指示」という）をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはない場合に限り、危険が切迫している市民に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1086 1227 1305">指示の内容</td> <td data-bbox="1227 1086 1910 1305"> <p>避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難指示が出された地域名</p> <p>イ 避難路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1305 1227 1412">指示の伝達方法</td> <td data-bbox="1227 1305 1910 1412"> <p>市長又は知事は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の市民に対して、同報系防災行政無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災会等の協力を</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	指示の基準	<p>ア 市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、市民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民に対し、避難の指示を発令する。</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示の発令（以下、「指示」という）をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはない場合に限り、危険が切迫している市民に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</p>	指示の内容	<p>避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難指示が出された地域名</p> <p>イ 避難路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p>	指示の伝達方法	<p>市長又は知事は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の市民に対して、同報系防災行政無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災会等の協力を</p>	
区 分	内 容										
指示の基準	<p>ア 市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、市民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民に対し、避難の指示を発令する。</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示の発令（以下、「指示」という）をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはない場合に限り、危険が切迫している市民に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</p>										
指示の内容	<p>避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難指示が出された地域名</p> <p>イ 避難路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p>										
指示の伝達方法	<p>市長又は知事は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の市民に対して、同報系防災行政無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災会等の協力を</p>										

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨				
111	<p>主防災会等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p> <p>4 避難のための指示等(津波)</p> <p>(1) 指示の基準</p> <p>ア 市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難指示を発令する。</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示の発令（以下「指示」という。）をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</p> <p>(2) 指示の内容</p> <p>避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難の指示が出された地域名</p> <p>イ 避難路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p> <p>(3) 指示の伝達方法</p> <p>市長は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同報系防災行政無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災会等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p>	<p>得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p>					
111	<p>5 津波からの避難対策</p> <p>津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 市が実施する自衛措置</p> <p>ア 津波注意報が発表されたとき</p>	<p>(3) 津波からの避難対策</p> <p>津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。</p> <p>ア 市が実施する自衛措置</p> <p>本市の沿岸地域においては、次の措置をとる。</p> <table border="1" data-bbox="1093 1374 1895 1412"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 1374 1285 1412">区 分</th> <th data-bbox="1285 1374 1895 1412">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容			
区 分	内 容						

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
	<p>(ア) 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難指示については57-1「避難対策」の3「避難のための指示等」に準ずる。</p> <p>(イ) 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。</p> <p>(ウ) 釣人・サーファー・遊泳者等（以下「釣人等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。</p> <p>イ 大津波警報・津波警報が発表されたとき 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び釣人等に対し、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>ウ 震度6弱以上の強い揺れを感じたとき 市長は、直ちに津波危険予想地域にある住民、漁業・港湾関係者等及び釣人等に対し、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>エ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが震度4程度以上の地震を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき</p> <p>(ア) 海面の監視 気象庁から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視する。</p> <p>(イ) 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取する。</p> <p>(ウ) 避難の指示 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、住民、漁業・港湾関係者等及び釣人等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>オ 遠地津波が発生したとき</p> <p>(ア) 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の</p>	<p>津波注意報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難指示については、(2)「避難のための指示等」に準ずる。 ・市民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ・海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。 <p>大津波警報・津波警報が発表された場合</p> <p>市長は、直ちに市民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対し、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>震度6弱以上の強い揺れを感じた場合</p> <p>市長は、直ちに要避難地区にある市民、海水浴客等に対し、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>津波注意報又は津波警報は発表されていないが震度4程度以上の地震を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p> <p>ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視する。</p> <p>イ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取する。</p> <p>ウ 避難の指示等 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、市民、海水浴客等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>遠地津波が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの 	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨				
112	<p>監視などの必要な措置をとる。</p> <p>(イ) 津波注意報又は津波警報が発表された場合には、前記ア又はイの必要な措置をとる。</p> <p>(ウ) 住民、漁業・港湾関係者、釣人等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある。津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。</p> <p>(2) 住民等が実施する自衛措置</p> <p>ア 海浜付近の住民及び釣人等は、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難するものとする。また、強い揺れを感じなかったときでも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。</p> <p>イ 釣人等は、アのほか津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。</p> <p>6 警戒区域の設定</p> <p>(1) 設定の基準</p> <p>ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。</p>	<p>必要な措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波注意報又は津波警報が発表された場合には、上記の必要な措置をとる。 市民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある。津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。 <p>イ 市民が実施する自衛措置</p> <p>(ア) 海浜付近の市民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。</p> <p>(イ) 海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。</p> <p>(4) 警戒区域の設定</p> <table border="1" data-bbox="1093 874 1877 1412"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 874 1227 911">区 分</th> <th data-bbox="1227 874 1877 911">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 911 1227 1412">設定の基準</td> <td data-bbox="1227 911 1877 1412"> <ul style="list-style-type: none"> 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知する。 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。こ </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	設定の基準	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知する。 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。こ 	
区 分	内 容						
設定の基準	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知する。 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。こ 						

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
	<p>(2) 規制の内容及び実施方法</p> <p>ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。</p> <p>イ 市長、警察官及び海上保安官は、協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。</p>	<p>の場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。</p> <p>規制内容 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。 ・市長、警察官及び海上保安官は協力し市民の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。 	
113	<p>7 避難地への市職員等の配置</p> <p>市が設定した避難地及び広域避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防団員を含む。）を配置するものとする。また、必要により市職員は警察官の配置を要請する。</p>	<p>(5) 避難方法等</p> <p>避難地への市職員等の配置</p> <p>市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により市職員は警察官の配置を要請する。※資料編（17-02）〈指定避難所一覧表〉</p>	
113	<p>8 避難の方法</p> <p>災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則とし、次の方法により避難する。</p> <p>(1) 要避難地区で避難を要する場合</p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>(ア) 火災が延焼拡大し、近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>(イ) 自主防災会及び事業所等の防災組織（以下「自主防災会等」という。）は、集合場所を中心に組織を挙げて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災会等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により自主防災会等が指定した避難場所又は広域避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 自主防災会等が指定した避難場所へ避難した住民等は、当該避難場所に危険が迫ったときは、自主防災会等の単位ごと市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 津波危険予想地域</p> <p>(ア) 津波危険予想地域の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。</p> <p>(イ) 上記(ア)の避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄の津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー等）へ避難する。</p> <p>ウ がけ崩れ危険予想地域</p>	<p>避難の方法</p> <p>災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。</p> <p>ア 要避難地区の市民は、直に津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。</p> <p>イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄の津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウンド）等）へ避難する。</p> <p>ウ 要避難地区以外の市民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p> <p>幹線避難路の確保</p> <p>市は、職員の派遣及び警察官・自主防災会等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑を図るものとする。</p> <p>避難地における業務</p> <p>(1) 要請等により避難地に配置された市職員等は、自主防災会等の協力を得て、次の事項を実施する。</p> <p>ア 津波等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>イ 津波等に関する情報の伝達</p> <p>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>エ 必要な応急救護</p> <p>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者へ</p>	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
113	<p>山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p>(2) その他の区域で避難を要する場合 住民等は、災害が拡大し危険が予想される時は、出火防止措置を講じた後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p> <p>9 幹線避難路の確保 市は、職員の派遣及び警察官、自主防災会等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。</p>	<p>の引き渡し又は避難所への移動</p> <p>(2) 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>(3) 避難地でのペット対策については、別紙「地震防災応急対策」第7節「避難活動」2「避難地の設置及び避難生活」に準ずるものとする。</p>	
113	<p>10 避難地における業務</p> <p>(1) 避難地に配置された市職員は、自主防災会等の協力を得て、次の事項を実施する。</p> <p>ア 津波・火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ 地震及び津波に関する情報の伝達 ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ 必要な応急救護 オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>(2) 市が設定した避難地を所有し、又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>(3) 避難地でのペット対策については、第4-2編「地震防災応急対策」第7章「避難活動」47-2「避難地の設置及び避難生活」に準ずるものとする。</p>	<p>避難状況の報告</p> <p>(1) 市は、自主防災会及び避難地の施設管理者等から直接に、又は磐田警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。 ただし、要避難地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 (7) 避難に伴い発生した危険な事態その他異常な事態の状況（場所・人員を含む。） (4) 上記の事態に対し、応急的にとられた措置 (ウ) 市等に対する要請事項</p> <p>イ 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。 (7) 避難地名 (4) 避難者数 (ウ) 必要な救助・保護の内容 (エ) 市等に対する要請事項</p> <p>(2) 市は、避難状況について県へ報告する。</p>	
114	<p>11 避難状況の報告 第4-2編「地震防災応急対策」第7章「避難活動」47-1「避難対策」の5「避難状況の報告」に準ずる。</p>		
114	<p>57-2 避難所の開設及び避難生活</p> <p>1 基本方針 市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を開設するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災会及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</p>	<p>2 避難所の開設及び避難生活</p> <p>基本方針 (1) 市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を開設するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災会及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</p>	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨								
114	<p>なお、避難所の運営にあたっては、避難所ごとに予め定められたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。</p> <p>2 避難所の開設及び避難生活</p> <p>(1) 避難生活者 避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。</p> <p>(2) 避難所の開設 避難所の開設にあたっては、次のことに留意するものとする。 ア 避難所の被害状況及び安全性を確認した上で開設する。 イ 避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に受け入れられなくなった場合には、交流センター（避難所として指定している施設を除く。）、市立の幼稚園、保育園及び認定こども園を補助施設として利用する。 ウ 障がい者、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて、次の(3)の福祉避難所を利用する。 エ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>(3) 福祉避難所 ア 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるた</p>	<p>(2) 避難所の運営にあたっては、避難所ごとに予め定められたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。</p> <p>(1) 避難所の開設及び避難生活</p> <table border="1" data-bbox="1093 517 1912 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 517 1240 553">区 分</th> <th data-bbox="1240 517 1912 553">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 553 1240 663">避難生活者</td> <td data-bbox="1240 553 1912 663"> 避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 663 1240 1382">設置場所</td> <td data-bbox="1240 663 1912 1382"> <ul style="list-style-type: none"> ・津波などの危険のない地域に設置する。 ・避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 ア 学校、体育館、交流センター等の公共建築物 イ あらかじめ協定した民間の建築物 ウ 市指定避難所に設置する小屋又はテント等（自主防災会等が設置するものを含む。） ・障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 ・状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 ・状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。 ・避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1382 1240 1415">福祉避難</td> <td data-bbox="1240 1382 1912 1415"> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・津波などの危険のない地域に設置する。 ・避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 ア 学校、体育館、交流センター等の公共建築物 イ あらかじめ協定した民間の建築物 ウ 市指定避難所に設置する小屋又はテント等（自主防災会等が設置するものを含む。） ・障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 ・状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 ・状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。 ・避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。 	福祉避難	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を 	
区 分	内 容										
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。										
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・津波などの危険のない地域に設置する。 ・避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 ア 学校、体育館、交流センター等の公共建築物 イ あらかじめ協定した民間の建築物 ウ 市指定避難所に設置する小屋又はテント等（自主防災会等が設置するものを含む。） ・障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 ・状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 ・状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。 ・避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。 										
福祉避難	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を 										

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨								
	<p>め、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。指定福祉避難所は、資料17-02<福祉避難所一覧表>のとおりである。</p> <p>イ 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</p> <p>ウ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「福祉避難所の設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</p> <p>エ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</p> <p>オ 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</p> <p>(4) 2次的避難所</p> <p>ア 2次的避難所は、市が用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を、原則として7日以内の期間受入れ、健康を回復させることを目的とするものである。</p> <p>イ 市及び県は、大規模な災害により多数の住民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</p> <p>ウ 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</p> <p>(5) 設置期間</p> <p>市長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。</p> <p>(6) 避難所の運営</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1093 225 1240 906">所</td> <td data-bbox="1240 225 1924 906"> <p>受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。指定福祉避難所は、資料17-02<福祉避難所一覧表>のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所の設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 906 1240 1268">2 次 的 避 難 所</td> <td data-bbox="1240 906 1924 1268"> <ul style="list-style-type: none"> 2次的避難所は、市が用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 市は、大規模な災害により多数の住民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1268 1240 1375">設置期間</td> <td data-bbox="1240 1268 1924 1375"> <p>市長は、津波情報等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1375 1240 1412">避 難 所 の</td> <td data-bbox="1240 1375 1924 1412"> <ul style="list-style-type: none"> 市は、自主防災会及び避難所の学校等施設の管理者の協力 </td> </tr> </table>	所	<p>受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。指定福祉避難所は、資料17-02<福祉避難所一覧表>のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所の設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。 	2 次 的 避 難 所	<ul style="list-style-type: none"> 2次的避難所は、市が用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 市は、大規模な災害により多数の住民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。 	設置期間	<p>市長は、津波情報等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。</p>	避 難 所 の	<ul style="list-style-type: none"> 市は、自主防災会及び避難所の学校等施設の管理者の協力 	
所	<p>受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。指定福祉避難所は、資料17-02<福祉避難所一覧表>のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所の設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。 										
2 次 的 避 難 所	<ul style="list-style-type: none"> 2次的避難所は、市が用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 市は、大規模な災害により多数の住民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。 										
設置期間	<p>市長は、津波情報等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。</p>										
避 難 所 の	<ul style="list-style-type: none"> 市は、自主防災会及び避難所の学校等施設の管理者の協力 										

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
	<p>ア 市は、自主防災会及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。</p> <p>イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</p> <p>ウ 避難所での避難生活の運営にあたっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。</p> <p>エ 自主防災会は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。</p> <p>オ 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災会及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災会及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。</p> <p>カ 市は、援護が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。</p> <p>キ 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>ク 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。</p> <p>(7) 避難所でのペット対策</p> <p>ア 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮するものとする。</p> <p>イ 避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者に周知するものとする。</p> <p>(8) その他</p>	<p>運営</p> <p>を得て避難所を運営する。自主防災会は、自ら定めた避難所運営計画書等を基に、避難所を運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所には避難所等の運営を行う自主防災会と密接に連携するため、市職員を連絡員として配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 避難所での避難生活の運営にあたっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 自主防災会は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災会及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災会及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。 市は、援護が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。 <p>避難所でのペット対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮するものとする。 避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者に周知するものとする。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害救助法に基づく市の実施事項は、共通対策編 第3章「災害応急対策計画」第6節「災害救助法の適用計画」に 	

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨						
116	<p>ア 災害救助法に基づく市の実施事項は一般災害対策編による。</p> <p>イ 市管理施設の避難所としての利用については、一般災害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「避難救出計画」による。</p>	<p>よる。</p> <p>・市管理施設の避難所としての利用については、共通対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「避難救出計画」による。</p>							
117	<p>第8章 社会秩序を維持する活動 （略）</p>	<p>第6節 広域応援活動</p> <p>広域激甚な災害に対応する県、警察、他市町村、自衛隊等への応援活動の概要を示す。</p> <p>なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れは、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。</p> <p>1 行政機関及び民間団体の応援活動</p> <p>(1) 磐田市</p> <table border="1" data-bbox="1099 874 1912 1414"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 874 1218 911">区 分</th> <th data-bbox="1218 874 1912 911">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 911 1218 1198">知事等に対する応援要請等</td> <td data-bbox="1218 911 1912 1198"> <p>市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他応援に関し必要な事項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1198 1218 1414">他の市町村長に対する応援要請</td> <td data-bbox="1218 1198 1912 1414"> <p>・市長は、市域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。</p> <p>※資料編（23-02）〈応援協定締結状況一覧表〉</p> <p>・「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第39条の規定に基づき締結された静岡県消防相互応援協定に基づき、協定してい</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	知事等に対する応援要請等	<p>市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他応援に関し必要な事項</p>	他の市町村長に対する応援要請	<p>・市長は、市域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。</p> <p>※資料編（23-02）〈応援協定締結状況一覧表〉</p> <p>・「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第39条の規定に基づき締結された静岡県消防相互応援協定に基づき、協定してい</p>	<p>現行 第5章から移動</p>
区 分	内 容								
知事等に対する応援要請等	<p>市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由</p> <p>イ 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>ウ 応援を必要とする場所</p> <p>エ 応援を必要とする期間</p> <p>オ その他応援に関し必要な事項</p>								
他の市町村長に対する応援要請	<p>・市長は、市域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。</p> <p>※資料編（23-02）〈応援協定締結状況一覧表〉</p> <p>・「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第39条の規定に基づき締結された静岡県消防相互応援協定に基づき、協定してい</p>								
	<p>第9章 交通の確保対策 （略）</p>								

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨												
		<table border="1" data-bbox="1099 225 1912 770"> <tr> <td data-bbox="1099 225 1218 770"></td> <td data-bbox="1218 225 1373 261"> <p>る他の市町長に対し、応援を求めるものとする。</p> </td> <td data-bbox="1373 225 1912 261"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 261 1218 411"> <p>県を通じて行う民間団体等に対する応援協力の要請</p> </td> <td data-bbox="1218 261 1373 411"> <p>応援協力要請の対象となる民間団体等</p> </td> <td data-bbox="1373 261 1912 411"> <p>ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 411 1218 660"></td> <td data-bbox="1218 411 1373 660"> <p>時期及び要請事項</p> </td> <td data-bbox="1373 411 1912 660"> <p>市長が必要と認めたときは、次の事項を示し県を通じて各団体に応援協力を要請する。 ア 応援協力を要請する人員 イ 作業内容 ウ 作業場所 エ 集合場所 オ その他応援協力要請に関し必要な事項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 660 1218 770"></td> <td data-bbox="1218 660 1373 770"> <p>応援協力要請の実施方法</p> </td> <td data-bbox="1373 660 1912 770"> <p>応援協力要請の具体的実施方法は、共通対策編第3章「災害応急対策計画」第25節「応援協力計画」による。</p> </td> </tr> </table> <p data-bbox="1055 810 1352 834">(2) 応援要員の受入れ体制</p> <p data-bbox="1084 847 1912 943"> 応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 </p> <p data-bbox="1084 956 1912 1086"> 庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 </p> <p data-bbox="1084 1099 1912 1158"> 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 </p> <p data-bbox="1084 1171 1912 1230"> なお、警察機関、緊急消防援助隊の活動拠点は、資料22-01<広域応援部隊活動拠点一覧表>のとおりである。 </p> <p data-bbox="1043 1278 1234 1302">2 自衛隊の支援</p> <p data-bbox="1070 1315 1912 1374"> 市長は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊法第83条第1項に基づき支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請するものとする。 </p> <p data-bbox="1084 1386 1912 1410"> また、事態の推移に応じ、要請を要求しないと決定した場合は、直ちにその </p>		<p>る他の市町長に対し、応援を求めるものとする。</p>		<p>県を通じて行う民間団体等に対する応援協力の要請</p>	<p>応援協力要請の対象となる民間団体等</p>	<p>ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</p>		<p>時期及び要請事項</p>	<p>市長が必要と認めたときは、次の事項を示し県を通じて各団体に応援協力を要請する。 ア 応援協力を要請する人員 イ 作業内容 ウ 作業場所 エ 集合場所 オ その他応援協力要請に関し必要な事項</p>		<p>応援協力要請の実施方法</p>	<p>応援協力要請の具体的実施方法は、共通対策編第3章「災害応急対策計画」第25節「応援協力計画」による。</p>	<p data-bbox="1928 1270 2145 1294">現行 55-2 から移動</p>
	<p>る他の市町長に対し、応援を求めるものとする。</p>														
<p>県を通じて行う民間団体等に対する応援協力の要請</p>	<p>応援協力要請の対象となる民間団体等</p>	<p>ア 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒</p>													
	<p>時期及び要請事項</p>	<p>市長が必要と認めたときは、次の事項を示し県を通じて各団体に応援協力を要請する。 ア 応援協力を要請する人員 イ 作業内容 ウ 作業場所 エ 集合場所 オ その他応援協力要請に関し必要な事項</p>													
	<p>応援協力要請の実施方法</p>	<p>応援協力要請の具体的実施方法は、共通対策編第3章「災害応急対策計画」第25節「応援協力計画」による。</p>													

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨																
		<p>旨を連絡するものとする。</p> <p>(1) 派遣要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 300 1182 336">区分</th> <th data-bbox="1182 300 1912 336">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 336 1182 804">要 請 事 項</td> <td data-bbox="1182 336 1912 804"> ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助 エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ 道路又は水路の確保の措置 キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援 コ 防災要員等の輸送 サ 連絡幹部の派遣 シ その他知事が必要と認める事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 804 1182 1415">市 長 の 災 害 派 遣 要 請 の 要 求 の 手 続</td> <td data-bbox="1182 804 1912 1415"> <p>市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、県西部対策本部を經由し、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。</p> <p>ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項</p> <p>ただし、緊急を要するときは県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。</p> <p>また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 1235 1330 1307" rowspan="2">部隊名</th> <th data-bbox="1330 1235 1532 1307" rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="2" data-bbox="1532 1235 1899 1272">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1532 1272 1711 1307">音声</th> <th data-bbox="1711 1272 1899 1307">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1196 1307 1330 1415">陸上自衛隊 第34普通</td> <td data-bbox="1330 1307 1532 1415">0550-89-1310</td> <td data-bbox="1532 1307 1711 1415">地上系 5-150-9000 衛星系</td> <td data-bbox="1711 1307 1899 1415">地上系 5-150-8001 衛星系</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	要 請 事 項	ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助 エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ 道路又は水路の確保の措置 キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援 コ 防災要員等の輸送 サ 連絡幹部の派遣 シ その他知事が必要と認める事項	市 長 の 災 害 派 遣 要 請 の 要 求 の 手 続	<p>市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、県西部対策本部を經由し、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。</p> <p>ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項</p> <p>ただし、緊急を要するときは県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。</p> <p>また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 1235 1330 1307" rowspan="2">部隊名</th> <th data-bbox="1330 1235 1532 1307" rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="2" data-bbox="1532 1235 1899 1272">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1532 1272 1711 1307">音声</th> <th data-bbox="1711 1272 1899 1307">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1196 1307 1330 1415">陸上自衛隊 第34普通</td> <td data-bbox="1330 1307 1532 1415">0550-89-1310</td> <td data-bbox="1532 1307 1711 1415">地上系 5-150-9000 衛星系</td> <td data-bbox="1711 1307 1899 1415">地上系 5-150-8001 衛星系</td> </tr> </tbody> </table>	部隊名	電話番号	県防災行政無線		音声	FAX	陸上自衛隊 第34普通	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系	地上系 5-150-8001 衛星系	
区分	内 容																		
要 請 事 項	ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助 エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ 道路又は水路の確保の措置 キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援 コ 防災要員等の輸送 サ 連絡幹部の派遣 シ その他知事が必要と認める事項																		
市 長 の 災 害 派 遣 要 請 の 要 求 の 手 続	<p>市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、県西部対策本部を經由し、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。</p> <p>ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項</p> <p>ただし、緊急を要するときは県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。</p> <p>また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 1235 1330 1307" rowspan="2">部隊名</th> <th data-bbox="1330 1235 1532 1307" rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="2" data-bbox="1532 1235 1899 1272">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1532 1272 1711 1307">音声</th> <th data-bbox="1711 1272 1899 1307">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1196 1307 1330 1415">陸上自衛隊 第34普通</td> <td data-bbox="1330 1307 1532 1415">0550-89-1310</td> <td data-bbox="1532 1307 1711 1415">地上系 5-150-9000 衛星系</td> <td data-bbox="1711 1307 1899 1415">地上系 5-150-8001 衛星系</td> </tr> </tbody> </table>	部隊名	電話番号	県防災行政無線		音声	FAX	陸上自衛隊 第34普通	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系	地上系 5-150-8001 衛星系								
部隊名	電話番号			県防災行政無線															
		音声	FAX																
陸上自衛隊 第34普通	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系	地上系 5-150-8001 衛星系																

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨												
		<table border="1"> <tr> <td>科連隊第2科</td> <td></td> <td>8-150-9000</td> <td>8-150-9100</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方総監部</td> <td>046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)</td> <td>衛星系 8-156-9106</td> <td>衛星系 8-156-9100</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第1航空団司令部 (浜松基地)</td> <td>053-472-1111</td> <td>地上系 5-153-9000 衛星系 8-153-9000</td> <td>地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001</td> </tr> </table>	科連隊第2科		8-150-9000	8-150-9100	海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)	衛星系 8-156-9106	衛星系 8-156-9100	航空自衛隊 第1航空団司令部 (浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-9000 衛星系 8-153-9000	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001	
科連隊第2科		8-150-9000	8-150-9100												
海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3522 (直通) 046-823-1009 (夜間)	衛星系 8-156-9106	衛星系 8-156-9100												
航空自衛隊 第1航空団司令部 (浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-9000 衛星系 8-153-9000	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001												
		<p>(2) 受入れ体制・撤収要請・経費区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 738 1216 775">区分</th> <th data-bbox="1216 738 1912 775">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 775 1216 1134">災害派遣部隊の受入れ体制</td> <td data-bbox="1216 775 1912 1134"> <ul style="list-style-type: none"> 市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。 自衛隊の活動拠点は、資料22-01<広域応援部隊活動拠点一覧表>のとおりである。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1134 1216 1318">災害派遣部隊の撤収要請の要求</td> <td data-bbox="1216 1134 1912 1318">市長は、県西部対策本部及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなると認めた場合は、知事に対し、派遣部隊の撤収の要請を要求する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1318 1216 1422">経費の負担区分</td> <td data-bbox="1216 1318 1912 1422">自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として市が負担する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	災害派遣部隊の受入れ体制	<ul style="list-style-type: none"> 市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。 自衛隊の活動拠点は、資料22-01<広域応援部隊活動拠点一覧表>のとおりである。 	災害派遣部隊の撤収要請の要求	市長は、県西部対策本部及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなると認めた場合は、知事に対し、派遣部隊の撤収の要請を要求する。	経費の負担区分	自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として市が負担する。					
区分	内 容														
災害派遣部隊の受入れ体制	<ul style="list-style-type: none"> 市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。 自衛隊の活動拠点は、資料22-01<広域応援部隊活動拠点一覧表>のとおりである。 														
災害派遣部隊の撤収要請の要求	市長は、県西部対策本部及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなると認めた場合は、知事に対し、派遣部隊の撤収の要請を要求する。														
経費の負担区分	自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として市が負担する。														

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨																									
		<p>3 海上保安庁の支援</p> <p>市長は、海上保安庁の支援を必要とするときは、知事に対して、支援を要請する事項等を明らかにして支援の要請を依頼する。</p> <p>(1) 支援要請の依頼</p> <table border="1" data-bbox="1093 406 1912 1414"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 406 1176 443">区分</th> <th colspan="4" data-bbox="1176 406 1912 443">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 443 1176 587">要請事項</td> <td colspan="4" data-bbox="1176 443 1912 587"> ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他市が行う災害応急対策の支援 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 587 1176 1414">市長の支援要請の依頼手続き</td> <td colspan="4" data-bbox="1176 587 1912 1414"> 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。 ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請し、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1018 1279 1161">機関名</td> <td data-bbox="1279 1018 1460 1161">電話番号</td> <td colspan="2" data-bbox="1460 1018 1787 1054">県防災行政無線</td> <td data-bbox="1787 1018 1912 1161">防災相互通信無線局名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1161 1279 1414">海上保安庁清水海上保安部警</td> <td data-bbox="1279 1161 1460 1414">054-353-0118</td> <td data-bbox="1460 1161 1624 1414">地上系 5-157-9000 衛星系 8-157-9000</td> <td data-bbox="1624 1161 1787 1414">地上系 5-157-8001 衛星系 8-157-8001</td> <td data-bbox="1787 1161 1912 1414">海保移動 3538</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容				要請事項	ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他市が行う災害応急対策の支援				市長の支援要請の依頼手続き	市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。 ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請し、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。				機関名	電話番号	県防災行政無線		防災相互通信無線局名	海上保安庁清水海上保安部警	054-353-0118	地上系 5-157-9000 衛星系 8-157-9000	地上系 5-157-8001 衛星系 8-157-8001	海保移動 3538	<p>現行 55-3 から移動</p>
区分	内 容																											
要請事項	ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他市が行う災害応急対策の支援																											
市長の支援要請の依頼手続き	市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。 ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請し、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。																											
機関名	電話番号	県防災行政無線		防災相互通信無線局名																								
海上保安庁清水海上保安部警	054-353-0118	地上系 5-157-9000 衛星系 8-157-9000	地上系 5-157-8001 衛星系 8-157-8001	海保移動 3538																								

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨																
<p>120</p> <p>124</p> <p>124</p>	<p>第10章 地域への救援活動 計画作成の主旨（削除）</p> <p>日常生活に支障を来した、被災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について市、自主防災会、市民等が実施する対策を示す。</p> <p>なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入りに係る地域への救援活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。</p> <p>計画の内容</p> <p>510-1～510-7（略）</p> <p>510-8 防疫活動</p> <p>1 磐田市</p> <p>(1) 知事の指示により必要な防疫活動を行う。</p> <p>(2) 被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。</p> <p>(3) 知事による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条の規定に基づく生活の用に供される水の使用制限等の措置命令が発せられた場合は、使用者に対し生活水の供給を行う。</p>	<table border="1" data-bbox="1093 229 1912 555"> <tr> <td data-bbox="1093 229 1178 300">備 救 難 課</td> <td data-bbox="1178 229 1279 300"></td> <td data-bbox="1279 229 1462 300"></td> <td data-bbox="1462 229 1626 300"></td> <td data-bbox="1626 229 1789 300"></td> <td data-bbox="1789 229 1912 300"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 300 1178 555">海 上 保 安 庁 御 前 崎 海 上 保 安 署</td> <td data-bbox="1178 300 1279 555">0548-63-4999</td> <td data-bbox="1279 300 1462 555"></td> <td data-bbox="1462 300 1626 555"></td> <td data-bbox="1626 300 1789 555">海保移 動 3079</td> <td data-bbox="1789 300 1912 555"></td> </tr> </table> <p>第7節 地域への救援活動</p> <p>日常生活に支障をきたした、被災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について市、自主防災会、市民等が実施する対策を示す。</p> <p>なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入りに係る地域への救援活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。</p> <p>1 防疫活動</p> <table border="1" data-bbox="1093 1023 1879 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 1023 1247 1059">実施主体</th> <th data-bbox="1247 1023 1879 1059">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1059 1247 1415">市</td> <td data-bbox="1247 1059 1879 1415"> <p>(1) 知事の指示により必要な防疫活動を行う。</p> <p>(2) 津波浸水区域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。なお、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。</p> <p>(3) 知事による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条の規定に基づく生活の用に供される水の使用制限等の措置命令が発せられた場合は、使用者に対し生活用</p> </td> </tr> </tbody> </table>	備 救 難 課						海 上 保 安 庁 御 前 崎 海 上 保 安 署	0548-63-4999			海保移 動 3079		実施主体	内 容	市	<p>(1) 知事の指示により必要な防疫活動を行う。</p> <p>(2) 津波浸水区域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。なお、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。</p> <p>(3) 知事による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条の規定に基づく生活の用に供される水の使用制限等の措置命令が発せられた場合は、使用者に対し生活用</p>	
備 救 難 課																			
海 上 保 安 庁 御 前 崎 海 上 保 安 署	0548-63-4999			海保移 動 3079															
実施主体	内 容																		
市	<p>(1) 知事の指示により必要な防疫活動を行う。</p> <p>(2) 津波浸水区域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。なお、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。</p> <p>(3) 知事による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条の規定に基づく生活の用に供される水の使用制限等の措置命令が発せられた場合は、使用者に対し生活用</p>																		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）		修正要旨
	<p>(4) 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請するものとする。</p> <p>(5) 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。</p> <p>(6) 地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。</p>		<p>水の供給を行う。</p> <p>(4) 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請するものとする。</p> <p>(5) 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。</p>	
125	<p>2 市民及び自主防災会 飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。</p>	市民及び自主防災会	飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。	
125	<p>3 関係団体 飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。</p>	関係団体	飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。	
125	<p>5 1 0 - 9 遺体の捜索及び措置</p>			
125	<p>1 基本方針</p> <p>(1) 市域内における遺体の捜索及び措置は、海上保安庁、警察等の協力を得て、市が行うことを原則とする。</p> <p>(2) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合には、遺体収容施設を設置する。</p> <p>(3) 市は、県が作成した「遺体処理計画策定の手引き」に基づき、資料19-01<磐田市遺体処理計画>のとおり策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともにその周知に努める。</p> <p>(4) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。</p>			
125	<p>2 遺体の捜索及び措置の活動等 実施方法は、「磐田市遺体処理計画」に基づき実施する。</p> <p>(1) 遺体の捜索 市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。</p> <p>(2) 遺体収容施設 ア 設置 市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。 イ 活動</p>			

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
126 126 126	<p>市は、遺体収容施設において次の活動を行う。</p> <p>(ア) 警察の協力を得て遺体措置を行う。</p> <p>(イ) 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。</p> <p>(ウ) 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。</p> <p>(エ) 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。</p> <p>(オ) 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺等の器材、資材を調達する。</p> <p>(3) 遺体の処置</p> <p>市は、自主防災会、自治会、警察等の協力を得て、遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡すものとする。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。</p> <p>(4) 広域火葬</p> <p>大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合に火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。</p> <p>(5) 県への要請</p> <p>市長は、遺体の捜索、措置、火葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。</p> <p>ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数</p> <p>イ 捜索が必要な地域</p> <p>ウ 火葬施設の使用可否</p> <p>エ 必要な輸送車両の台数</p> <p>オ 遺体措置に必要な器材、資材の品目及び数量</p> <p>カ 広域火葬の応援が必要な遺体数</p> <p>3 市民及び自主防災会</p> <p>行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。</p> <p>5 1 0 - 1 0 応急住宅の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マ</p>		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
126	<p>ニユアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。</p> <p>2 磐田市</p> <p>(1) 被害状況の把握 災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。</p> <p>(2) 体制の整備 応急住宅対策に関する体制を整備する。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の確保</p> <p>ア 建設型応急住宅の建設</p> <p>(ア) 建設を県から委任された場合は、一般社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</p> <p>(イ) 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</p> <p>イ 賃貸型応急住宅の借上げ 借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。</p> <p>(4) 応急仮設住宅の管理運営 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</p> <p>(5) 応急住宅の入居者の認定</p> <p>ア 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。</p> <p>イ 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。</p> <p>ウ 認定にあたっては、特に一人暮らしの高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。</p> <p>(6) 市営住宅等の一時入居 市営住宅等の空き家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</p> <p>(7) 応急住宅の管理</p> <p>ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。</p> <p>イ 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しな</p>		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
	<p>いよう努める。</p> <p>(8) 住宅の応急修理 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。</p> <p>(9) 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請 ア 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</p> <p>(ア) 応急仮設住宅の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被害戸数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 設置に必要な資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項 <p>(イ) 住宅応急修理の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被害戸数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項 <p>イ 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</p> <p>(10) 住居等に流入した土石等障害物の除去 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。</p> <p>ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）</p>		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
128	<ul style="list-style-type: none"> イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無 		
128	<p>5 1 0 - 1 1 ボランティア活動への支援</p>		
128	<p>1 基本方針</p> <p>応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。</p>		
128	<p>2 磐田市</p> <p>(1) 市災害ボランティアセンターの設置、運用</p> <p>ア 市は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>イ 市災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し運用する。</p> <p>ウ 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。</p> <p>(2) ボランティア活動拠点の設置</p> <p>ア 市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</p> <p>イ 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(3) ボランティア団体等に対する情報の提供</p> <p>市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p> <p>(4) ボランティア活動資機材の提供</p> <p>市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</p>		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨																	
128	5 1 0 - 1 2 被災動物の保護収容																			
128	1 市は、県や県動物保護協会、県獣医師会等関係団体と協力体制を確立し、動物愛護の観点から、負傷し、又は放たれている動物の保護や適正な飼育に努めるものとする。																			
128	2 負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探し等を行うものとする。																			
128	第 1 1 章～第 1 2 章 （略）																			
132	<p>第 1 3 章 市有施設及び設備等の対策</p> <p>計画作成の主旨 （削除） 災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。</p> <p>計画の内容</p>	<p>第 8 節 市有施設及び設備等の対策</p> <p>災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。</p>																		
132	5 1 3 - 1 無線通信施設等 防災行政無線（同報系・移動系）等に障害を生じた場合、速やかに応急回復措置を講じ、通信の確保を図る。	1 公共施設等																		
132	5 1 3 - 2 公共施設等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 762 1220 799">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="1220 762 1877 799">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 799 1220 906" rowspan="5">河川及び 海岸保全 施設</td> <td data-bbox="1220 799 1406 906">被害情報の収集、施設の点検、情報連絡</td> <td data-bbox="1406 799 1877 906">パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 906 1406 1054">水門等の操作</td> <td data-bbox="1406 906 1877 1054">津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1054 1406 1161">応急措置の実施、二次災害の防止</td> <td data-bbox="1406 1054 1877 1161">従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を構ずる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1161 1406 1268">資機材の確保、応急復旧工事の実施</td> <td data-bbox="1406 1161 1877 1268">施設の重要度を勘案の上、必要に応じ建設関係団体等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1268 1406 1342">市民への情報伝達</td> <td data-bbox="1406 1268 1877 1342">避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1342 1220 1415">漁港施設等</td> <td data-bbox="1220 1342 1406 1415">被害情報の収集、施設の点</td> <td data-bbox="1406 1342 1877 1415">パトロール等により岸壁等漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検等を行う</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		河川及び 海岸保全 施設	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。	応急措置の実施、二次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を構ずる。	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案の上、必要に応じ建設関係団体等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。	市民への情報伝達	避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。	漁港施設等	被害情報の収集、施設の点	パトロール等により岸壁等漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検等を行う	
区 分	内 容																			
河川及び 海岸保全 施設	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。																		
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。																		
	応急措置の実施、二次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を構ずる。																		
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案の上、必要に応じ建設関係団体等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。																		
	市民への情報伝達	避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。																		
漁港施設等	被害情報の収集、施設の点	パトロール等により岸壁等漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検等を行う																		
132	<p>1 道路</p> <p>(1) 被害状況の収集、施設の点検、情報連絡 道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p> <p>(2) 応急措置の実施、二次災害の防止 県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。</p> <p>(3) 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施 緊急輸送路の早期確保を最優先し、建設関係団体等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</p>																			
132	<p>2 河川及び海岸保全施設</p> <p>(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行</p>																			

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨										
133	<p>うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p> <p>(2) 水門等の操作 津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</p> <p>(3) 応急措置の実施、二次災害の防止 従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を構ずる。</p> <p>(4) 資機材の確保、応急復旧工事の実施 施設の重要度を勘案の上、必要に応じて建設関係団体等に協力を求め、資機材の確保、応急復旧工事を実施する。</p> <p>(5) 市民への情報伝達 避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。</p> <p>3 地すべり及び急傾斜地等</p> <p>(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 パトロールや地域住民等からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p> <p>(2) 応急措置の実施、二次災害の防止 二次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。</p> <p>(3) 資機材の確保、応急工事の実施 二次災害の発生等、危険性を勘案の上、必要に応じて建設関係団体等に協力を求め、資機材を確保し、応急工事を実施する。</p> <p>(4) 市民への情報伝達 避難が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1093 225 1397 336">検、情報連絡</td> <td data-bbox="1397 225 1879 336">とともに、漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を連絡する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 336 1397 480">水門等の操作</td> <td data-bbox="1397 336 1879 480">津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 480 1397 592">応急措置の実施、二次災害の防止</td> <td data-bbox="1397 480 1879 592">危険箇所の立入禁止措置や水門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を構ずる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 592 1397 807">資機材の確保、応急復旧工事の実施</td> <td data-bbox="1397 592 1879 807"> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ建設関係団体等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 ・また、漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 807 1397 951">工事中の公共施設建築物、その他</td> <td data-bbox="1397 807 1879 951">津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。 ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</td> </tr> </table>	検、情報連絡	とともに、漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を連絡する。	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。	応急措置の実施、二次災害の防止	危険箇所の立入禁止措置や水門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を構ずる。	資機材の確保、応急復旧工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ建設関係団体等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 ・また、漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。 	工事中の公共施設建築物、その他	津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。 ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。	
検、情報連絡	とともに、漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を連絡する。												
水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。												
応急措置の実施、二次災害の防止	危険箇所の立入禁止措置や水門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を構ずる。												
資機材の確保、応急復旧工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ建設関係団体等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 ・また、漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。 												
工事中の公共施設建築物、その他	津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。 ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。												
133	<p>4 漁港施設等</p> <p>(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 パトロール等により岸壁等漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検等を行うとともに、漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を連絡する。</p> <p>(2) 水門等の操作 津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行</p>												

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）

頁	現 行（地震・津波災害対策編）	修 正 案（津波対策編）	修正要旨
	<p>う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</p> <p>(3) 応急措置の実施、二次災害の防止 危険箇所の立入禁止措置や水門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。</p> <p>(4) 資機材の確保、応急復旧工事の実施 必要に応じて建設関係団体等に協力を求め、資機材の確保、応急復旧工事を実施する。また、漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。</p>		
133	<p>5 ため池、用水路</p> <p>(1) ため池及び用水路の被害状況を調査する。</p> <p>(2) 施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある地域の住民に対し、避難指示等を行うとともに必要な応急対策を講ずる。</p>		
133	<p>6 水道施設</p> <p>(1) 被害の発生状況に応じ、送水を停止する等必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。</p> <p>(3) 配管の仮設等による応急給水に努める。</p> <p>(4) 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。</p>		
133	<p>7 下水道施設</p> <p>(1) 災害の発生状況に応じ、汚水、雨水の排水に支障のないよう応急措置を講ずる。</p> <p>(2) 応急復旧に必要な資機材を確保し、応急復旧工事を行う。</p>		
133	<p>8 災害応急対策上重要な庁舎等</p> <p>本庁、支所及び災害応急対策上重要な施設並びに設備を点検し、機能に支障のないよう応急措置を講ずる。</p>		
134	<p>9 危険物保有施設</p> <p>発火危険物、有害薬品等に起因する爆発、中毒等の事故防止のための必要な応急措置を講ずる。</p>		
134	<p>10 コンピュータ</p> <p>(1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。</p> <p>(2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。</p>		

磐田市地域防災計画（津波対策編） 新旧対照表（令和5年度）